ページ		旧	新			
	第1章 総則		第1章 総則			
	(略)		(略)			
	第1節		第1節			
		幾関の処理すべき事務又は業務の大綱	第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱			
	(略)		(略)			
	1 指定地方行政機関		1			
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
共通-2	農林水産省関東農		農林水産省関東農			
	政局		政局			
		(略)	静岡支局	(略)		
	浜松地域センター		No. 100 to 1			
	(略)	(略)	(略)	(略)		
		ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。				
共通-4		イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の				
		施設及び設備の整備に努める。				
		ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限				
		る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜		ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。		
		巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、		イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限		
		これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。		る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。		
	象台	エ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の	象台	ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。		
	(静岡地方気象台)	利用の心得などの周知・広報に努める。	(静岡地方気象台)	エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。		
	(m hazaza xwax a y	オ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等	(III Paved) (IVI)	オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。		
		の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。		TO DO SOUND IN THE PARTY DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE		
		カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、静岡県や市				
		町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。				
		キ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理				
		解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。				
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	2 指定公共機関		2 指定公共機関 機 関 名	加田小っと事が力け来な		
	機関名	処理すべき事務又は業務	(略)	処理すべき事務又は業務 (略)		
	(略)	(略)	(単位)			
共通-5		(略)	日本赤十字社	(略)		
— 八 进−5	静岡県支部	ウ 被災者に対する <mark>義援物資</mark> の配布	静岡県支部	ウ 被災者に対する <u>救援物資</u> の配布		
		(略)		(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ	Iβ	新		
	東京電力株式会社	東京電力パワーグリッ		
	中部電力株式会社 (略)	<u>ド株式会社</u> (略)		
		中部電力株式会社		
	(略) (略)	(略)		
	KDDI株式会社	KDDI株式会社		
	<u>ソフバンクモバイル株</u> (略)	ソフバンク株式会社 (略)		
	式会社			
	(略) (略) 「	(略) (略) 「		
	(略)	(略)		
	第2節 県の自然条件	第2節 県の自然条件		
	2 地形の特徴 (略)	2 地形の特徴 (略)		
共通-8	○ 東部は富士山 (3776m)、愛鷹山、箱根山などの火山、伊豆半島も天城山 (万三郎岳 <u>1407</u> m) を			
	はじめとする火山と火山性山地が大部分を占める。中部は竜爪山(1051m)など南部フォッサマ			
	グナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3120m)とその手前の山々が広域にひろがり、 これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。	ナの山々、西部は南アルプス赤石山脈(赤石岳3121m)とその手前の山々が広域にひろがり、これらの山地斜面の平均斜度は30度を超えるところが多い。		
	(略)	(略)		
	・主な山地と山頂の標高	・主な山地と山頂の標高		
	山地名 富士山 天城山 間ノ岳 荒川岳 赤石岳 聖 岳	山地名 富士山 天城山 間ノ岳 荒川岳 赤石岳 聖 岳		
	標 高 3,776m 1,407m 3,189m 3,141m 3,120m 3,013m	標高 3,776m 1,406m 3,190m 3,141m 3,121m 3,013m		
	(略)			
	4 気候	4 気候		
		(略)		
	表中「 <u>冬期</u> 」	表中「 <u>冬季</u> 」		
共通-11	地域 気温・風・雨量	気温・風・雨量		
	県中部 (略)	県中部 (略)		
	地方 ・なお、静岡市駿河区、清水区の海岸では竜巻が発生することがある。	地方 <u>· (削除)</u>		
	県西部 (略)	具西部 (略) (略)		
	地方 ・なお、遠州灘海岸では竜巻が発生することがある。	地方 <u>・(削除)</u>		
	(略) (略)	(略) (略)		
		 第4節 予想される災害と地域		
	第4節 予想される災害と地域 (限)	(略)		
共通-13	(略)5 土石流・地すべり・がけ崩れ	⁽¹¹⁾ 5 土石流・地すべり・がけ崩れ		
/\ 10	○ 上石流・地 9 ~ 9 ・ かり崩れ ○県内で砂防指定地が1,642箇所、地すべり防止区域が185箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,209	○ エコル - ²		
	箇所及び土砂災害警戒区域が11,626箇所(いずれも平成26年度末)指定されており、降雨時	箇所及び土砂災害警戒区域が <u>13,078</u> 箇所(いずれも平成 <u>27</u> 年度末)指定されており、降雨時や地		
	や地震時の被害が予想される。(資料の巻 $II4-2-1\sim4-2-3$ 、 $4-2-9$ 参照)	震時の被害が予想される。(資料の巻Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照)		

	<u> </u>						
ページ		lia					
	(略)						
	7 火災・爆発						
	○「火災・爆発」	については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区を					
	はじめ、大井川	港周辺、田子浦港周辺、焼津港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等危					
	Eガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。						
	(略)						
	画						
	第1節~第3節						
	(略)						
	第4節 防災知識の	普及計画					
	(略)						
	3 県の実施事項						
	(略)						
	(3)県民に対する防	災思想の普及					
	(略)						
		○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー <u>や</u> ふじのくに防災士等の積					
		。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防					
共通-19		普及促進を図るものとする。					
		(略)					
	第5節						
	(略)	77. No. 11. day					
	第6節 住民の避難						
11-7≤ 00		避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避					
共通-22	難を実施する。	. 吹よう 古野老然の再町食老の物数土板塩焼き 大中 砂ルナスをは 再町食					
		:踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮					
		りに時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階 「ることを求める避難準備(要配慮者避難)情報(以下、「避難準備情報」とい					
	う。)の伝達に努め						
	7。7の内廷に劣め	' ಎ ' ∘					
	区分	内 容					
		十四小,这些特点,这些东西,这些东西,这些东西,这一个					
		市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の					
	マニュアルの作	判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参					
	成	考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の					
		災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、					
		伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。					

(略)

7 火災・爆発

○「火災・爆発」については、石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、大井川港周辺、田子浦港周辺、焼津魚港周辺、沼津港周辺等には石油貯蔵タンク等 危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。 (略)

新

第2章 災害予防計画

第1節~第3節

(略)

第4節 防災知識の普及計画

(略)

3 県の実施事項

(略)

(3) 県民に対する防災思想の普及

(略)

○ この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士<mark>その他 防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関 わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</mark>

(略)

第5節

(略)

第6節 住民の避難誘導体制

市町は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。

高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報(以下、「避難準備情報」という。)の伝達に努める。

区分	内容
マニュアルの作成	市町は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)を参考に、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

ページ		旧		新		
	(追加)		<u>避難所及び避難</u> 地の指定			
	(追加)		避難情報と住民の安全確保措置	・市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での安全確保措置(待機・垂直避難)等を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ・屋内での安全確保措置等は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備情報の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 避難情報 住民に求められる行動(安全確保措置) 避難準備 ・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。・立ち退き避難の準備を整える。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	計画の作成及び訓練の実施	 ・市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急 避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための 指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定 し、日頃から住民への周知徹底に努める。 ・水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行 う。 	計画の作成及び訓練の実施	 ・市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。 ・市町は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 		
	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ	IΠ	新
	第7節~第14節	第7節~第14節
	(略)	(略)
	ļ	第15節 ライフライン事業の復旧に関する計画
共通-29		○ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況
	ļ	<u>の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、</u>
	ļ	<u>ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で</u>
	ļ	広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
	ļ	○下水道管理者は,民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又
	ļ	<u>は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排</u>
	ļ	 水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
	ļ	
	ļ	第16節 県・市町の業務継続に関する計画
	· ·	区分 内容
	ļ	
	ļ	制の確保
	ļ	・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏
	ļ	まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、
	ļ	
	ļ	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	!	業務継続計・県及び市町は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガ
	!	画等におい イド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、
	!	
	!	 - -
	ļ	
	ļ	・電気・水・食料等の確保
	ļ	
	ļ	・重要な行政データのバックアップ
	ļ	・非常時優先業務の整理
	ļ	
	ļ	
	第 <u>15</u> 節 複合災害対策及び連続災害対策	第 <u>17</u> 節 複合災害対策及び連続災害対策
	(略)	(略)
	ļ	
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
	第1節	第1節
	(略)	(略)
	第2節 組織計画	第2節 組織計画
	(略)	(略)
	「静岡県災害対策本部編成図」(抄)	「静岡県災害対策本部編成図」(抄)

		静岡県地域防災計画(共通対東の表現)	<i>色)</i> 新旧对照表 (条 <i>)</i>				
ページ		旧	新				
共通-34	指令部 <u>統括</u> 班 空港現地運用班 <u>・現地航空係</u>		指令部 <u>総括</u> 班 空港現地運用班 <u>(削除)</u>				
	本部員 教育長 経営管理 の		本部員				
	長経営管理部		長 長				
共通-35	「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄) 広 <u>域</u> 搬送拠点係		「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄) <u>航空</u> 搬送拠点係				
	< 危機担当監> 経営管理部総務局長、 <u>企画広報部知事公室長、空港局長</u> (略) < その他必要とする者> <u>企業局理事、教育委員会理事兼教育総務課長</u>		(削除) ((略) 企業局理事、教育委員会理事兼教育総務課長 <その他必要とする者> (略) 2 職員動員及び配備 (略)				
共通-36	2 職員動員及び配備 (略)						
	配備体制・配備基準 配備 P 事 【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪	本 方	配備体制・配備基準 配備内容 配備部局等 事 【情報収集体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪				
	警報のいずれかが県内に発 記 表されたとき、又は突発的 備 災害、地震、津波、伊豆東 部火山群、富士山火山以外 で状況により知事が指示し たとき(※1)	絡活動	配 表されたとき、又は突発的				
	で状況により知事が指示し		で状況により知事が指示し 「世内寺へ貝及城央内及び地域目				

	III	<u> </u>		新
【警戒体制】 大雨、洪水、暴風、暴風雪、 大雪、高潮警報のいずれか が県内に発表され大規模な 災害の発生が予想されると き、又は突発的災害、地震、 津波、伊豆東部火山群、富 士山火山以外で状況により 知事が指示したとき	各所属で情報収 集及び連絡活動 を行い、事態の推 移に伴い、速やか に警戒活動等を 実施する体制(※ 1)	-	企画広報部広報課、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部必要な出先機関(漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所、空港管理事務所、危機管理局等(※3))	【警戒体制】
【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が	全庁的な情報共有体制を執ると			【警戒本部設置体制】 大雨、暴風、暴風雪特別警報のいずれかが県内に発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報があると
県内に発表されたとき、又は、大 規模な災害が発生し県内に災害 救助法が適用されたとき、又は同 法の適用が見込まれるとき、或い は突発的災害、地震、津波、伊豆 東部火山群、富士山火山以外で状 況により知事が指示したとき	ともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制(※1)		必要な出先機関(健康福祉センター、漁港管理事務所、土木事務所、 港管理局、港管理事務所、空港管理 事務所、危機管理局等(※2))	県内に発表されたとき、又は、大 規模な災害が発生し県内に災害 救助法が適用されたとき、又は同 法の適用が見込まれるとき、或い は突発的災害、地震、津波、伊豆 東部火山群、富士山火山以外で状 況により知事が指示したとき
【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消 防力では対応が困難と思われる	情報収集及び連 絡活動を主とし 事態の推移に伴		健康福祉部管理局、危機管理部、必 要な局	【突発的災害応急体制】 多数の死傷者が発生し、通常の消 防力では対応が困難と思われる 事態の推移に伴
事故が発生したとき、又はその他 の状況により知事が指示したと き	い、速やかに災害対策本部を設置できる体制	出先	必要な危機管理局等(※3)、必要 な出先機関	事故が発生したとき、又はその他の状況により知事が指示したと対策本部を設置対策本部を設置できる体制できる体制の状況により知事が指示したと対策を設置できる体制の状況により知事が指示したと対策を設置できる体制の表示を設置を表示したと対策を対策を対策を対策を対象を表示したと対策を対象を表示したとの表示を表示したとの表示という。
優先適用する。 なお、災害対策本部が設置された	場合は、水防本部はは関係所属と調整の	災害 うえ	、方面本部指令班員を動員することが	※2 風水害における交通基盤部の配備体制については、水防計画における <u>非常</u> 配備体制を優先 適用する。なお、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される

ページ		旧	T		10 \17003	女 (木) 新
	第3節 応援計画		第	3節 応	援計画	
	(略)		(∄	各)		
	2 実施方法		2	実施力	方法	
	区分	内容		区分		内容
	(略)	(略)		略)		(略)
共通-37	自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第26節 自衛隊派遣要請計画>の		自衛隊の	派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第 <u>27</u> 節 自衛隊派遣要請計画>の
	計画	定めるところによるものとする。	1	計画		定めるところによるものとする。
	(略)	(略)	(略)		(略)
	医療助産関係者の 応援動員要請(従事 命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は<第 <u>12</u> 節 医療助産計画>の定めるところによるものとする。	J.,		護関係者の 要請 (従事)	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	(略)	(略)		略)		(略)
共通-39	第4節 通信情報計画 (略) 1 県 区 分	内容	'	4節 通 各) 県 区	信情報計画	内容
八 00	7,	(略)		<u> </u>		(略)
	気象、地象及び 水象に関する情 報の受理、伝達、 周知	・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻 II (5-3-1)、その伝達経路は資料の巻 II (5-3-2、5-3-5)、土砂災害警戒情報の発表については、資料の巻 II (5-3-3)、その伝達については資料の巻 II (5-3-4)、地震動警報(緊急地震速報)、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料の巻 II (5-2-3、津波対策の巻 (第3章第2節1)、その伝達経路は資料の巻 II (5-3-6、5-3-8)、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策の巻 (I第1章第1節4、II第1章第1節4)、その伝達経路は(I第3章第1節、II第3章第1節)による。(略)		水象に	地象及び 関する情 理、伝達、	・気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料の巻Ⅱ (5-3-1)、その伝達経路は資料の巻Ⅱ (5-3-2、5-3-5)、土砂災害警戒情報の発表については、資料の券Ⅱ (5-3-3)、その伝達については資料の券Ⅱ (5-3-3)
	(略)		(略)		
	第5節 災害広報計画		第	第5節 災害広報計画		
	(略)		(略)		
	1 県		1	県		
共通-44	区分 内容			区分	内容	
	(略) (略)			(略)	(略)	
	報道機関 ・県(災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は <u>知事戦略局長</u> (報道			设道機関	• 県(災	(害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は <mark>知事公室長</mark> (報道総
	等に関す 総括)と	する。	4	等に関す	括)とす	-る。
	る協力 (略)		[~	る協力	(略)	

				静岡県地域防災計画(共通対策の						
ページ	-ジ 旧									
	広報実施・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広									
	方法	より一元的に行う。								
		災害時情報共享	有システム(L	アラート)を介したメディアの活用を図る						
			県民だより(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、						
		印刷媒体	チラシ類、県	政記者会加盟の日刊紙						
			ラジオ (各)						
			テレビ (各)						
			視聴覚媒体	同時通報用無	線、有線放送、インターネット、道路情報提供					
		(略)	(略)							
	住民等は、	 	青報を正確に把打	。 屋し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとす						
共通-45	IH TKWN C	情報	情報内容							
	情報源 情報内容 									

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項
ラジオ、テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、有線放送、コミュニティ FM、CATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
	<u>(追加)</u>
自主防災組織を通じての連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、 救助措置等
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

第5節~第14節

(略)

共通-58

第 15 節 清掃計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため県の実 施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。

1 実施事項等

広報実施 方法

・災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体に より一元的に行う。

・災害時情報共有システム (Lアラート) を介したメディアの活用を図る

印刷媒体	県民だよ	り(臨時号等)、災害記録写真グラフ等、ポスター、		
日柳紫华	チラシ類	、県政記者会加盟の日刊紙		
	ラジオ	(略)		
	テレビ	(略)		
視聴覚媒体	同時通報	用無線、有線放送、インターネット (県、市町の公		
	式ホーム	ページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook 等)、		
	道路情報	提供装置		
(略)	(略)			

(略)

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとす

情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

	情 報 源	情 報 内 容
緊急警報	放送受信機付ラジオ、テレビ	津波警報、知事・市町長の放送要請事項
ラジオ、	テレビ	地震情報等、交通機関運行状況等
	H用無線、有線放送、コミュニティ ATV、広報車	主として市町域内の情報、指示、指導等
インタ	県、市町の公式ホームページ	主として県又は市町域内の情報、指示、指導等
<u>ーネッ</u> ト	「静岡県 防災」Twitter、Face book	ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) を介した避難情報等、県災害対策本部からの指 示、指導等
自主防災	組織を通じての連絡	主として市町災害対策本部からの指示、指導、 救助措置等
サイレン	、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

第5節~第14節

(略)

第 15 節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切 に行うため県の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 実施事項等

ページ		旧		ガロレス	新
	区分	内容		区 分	内容
	(追加)			基本方針	・「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて迅速・適正に処理する。
	県の実施事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-2-1) ・清掃用運搬機材のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-2-2、15-2-3) ・死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-3)		県の実施 事項	・当該市町区域内の塵芥及びし尿の処理場のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-2-1) ・清掃用運搬機材のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-2-2、15-2-3) ・死亡獣畜処理場(市町又は清掃業者)のあっせん 資料の巻Ⅱ (15-3) ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方 法の市町への周知等
	市町長の要請事項	市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 (追加)		市町長の 要請 <u>・実施</u> 事項	 ・市町長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等
	(略) 第16節~第17節 (略) 第18節 社会秩 (略)		第1 (格) .6節~第17節 格) .8節 社会秩 格)	
	2 県警察区 分	内容		県警察 区 分	内容
	(略)	(略)		(略)	(略)
共通-61	銃砲刀剣数 に対する措 (略)			銃砲刀剣類 対する措置	
	第19節 輸送計 (略)		(略		
共通-62		自衛隊派遣輸送計画」 (急対策計画		20節 交通応	自衛隊派遣輸送計画」 「急対策計画
	2 県知事又は	は県公安委員会の実施事項	2	県知事又は	は県公安委員会の実施事項

			月ナー	可	1 1 VK V 7 7			
ページ			旧					
	区分	内容						
	(略)	(略)						
共通-64	緊急通行車両の事 前届け出			、「緊急通行車両」に該当すると認め 届出済証」資料の巻Ⅱ <u>(10-3-11)</u>				
	(略)	(略)						
	(略)	([[]						
	第21節~第29節							
	(略)							
	第30節 電力施設災	害応急対策						
	(略)							
	1 電力会社の地域	分担						
	電力会社		分担地域					
共通-75	東京電力㈱		(略)					
	中部電力㈱		(略)					
	2 応急措置の実施							
	○応急措置の実施は	電力会社の	の定める<東京電力㈱	防災業務計画>及び<中部電力㈱	防災業			
	務計画>により実							
	第31節							
	(略)							
	(追加)							
44. 文 7.7								
共通-77	第 <u>32</u> 節 突発的災害	に係る応急	急対策計画					
	(略)							
	(3)災害対策本部	の実施する	る応急対策					
	被災者の迅速な	救助活動	を最優先に次の災害応急	急対策を実施する。				
	区 分		内	容				
	情報の収集、伝達	幸等 (略	5)					
共通-78	(追加)	<u>(</u> 進	<u>t力口)</u>					

		新····································
	区分	内容
	(略)	(略)
	緊急通行車両の事 前届け出	 (略) ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」資料の巻Ⅱ (10-3-8)を交付する。 (略)
	(略)	(略)
ı		

(略)

第21節~第29節

(略)

第30節 電力施設災害応急対策計画

(略)

1 電力会社の地域分担

電力会社	分担地域
東京電力パワーグリッド㈱	(略)
中部電力㈱	(略)

- 2 応急措置の実施
- ○応急措置の実施は電力会社の定める<<u>東京電力パワーグリッド㈱</u> 防災業務計画>及び<中部 電力㈱ 防災業務計画>により実施する。

第31節

(略)

第32節 下水道災害応急対策計画

○下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公 共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポン プ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講 ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

(略)

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内容
情報の収集、伝達	等 (略)
	・本部は、人的被害の数(死者・行方不明者数等)について、一元的
	に集約、調整を行うものとする。
人的被害の把握	・本部は、関係機関(警察、消防、市町本部等)が把握している人的
	被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡す
	<u> るものとする。</u>

ページ			旧				新
							・本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・
							突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。
		(略)	(略)			(略)	(略)
	各機関への一	緊急医療活動	(追加) ア 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、健康福祉部医療 健康局を通じて要請する。 イ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課	模 以 以 以	関		ア 静岡 DMAT (災害派遣医療チーム) 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療 健康局地域医療課を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。 ウ 県医師会等への要請
	請		通じて、(社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請る。	⁻ ⁻	請	現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を 通じて、(<u>一</u> 社)県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請 する。	
		(略)	(略)			(略)	(略)
	2 }	<mark>追加)</mark> 欠災害防止のため 昔置	事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やか 関係機関と連絡をとり、防止のために必要な措置をとる。 (追加)			<mark>関の調整・</mark> 2次 防止のための	・本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報(要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等)の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 ・災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 ・事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
		<u>追加)</u>	<u>(追加)</u>	- $-$		機の運用調整	・本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・ 救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現 地対策本部と連携して必要な調整を行う。
		格)	(略)		(略))	(略)
共通-86		静岡放送局総務部 瓦斯㈱環境安全推			中 <u>本放</u>	: <u>送協会静岡放送</u> この (株環境安全性)	<u>送局放送部 054-274-1021</u> 」 <u>推進室</u> 」

				阿県地域防災計画(地震対策						
ページ			旧			新				
	第1章 絲	総則			第1章	第1章 総則				
	第1、2節	i			第1、2	第1、2節				
	(略)				(略)					
	第3節 予	予想される災害			第3節	予想される災害				
地震-8	(略)				(略)					
	1 第4岁	火地震被害想定			1 第	4次地震被害想定				
	(略)				(略)					
		区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波		区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波		
			東海地震				東海地震			
		駿河トラフ・	東海・東南海地震			駿河トラフ・	東海・東南海地震			
		南海トラフ沿い	東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震		南海トラフ沿い	東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震		
		で発生する		(内閣府 (2012))		で発生する	宝永型地震	(内閣府 (2012))		
		地震・津波				地震・津波	安政東海型地震			
							5 地震総合モデル			
		相模トラフ沿い		元禄型関東地震(※)		相模トラフ沿い		元禄型関東地震(※)		
		で発生する	大正型関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震		で発生する	大正型関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震		
			7 (
		地震・津波	ラフ沿いで発生するレベル 1	(内閣府 (2013)) の地震・津波 (東海地震、東海・東南海				(内閣府 (2013)) の地震・津波(東海地震、東海・東南海地		
	2 駿河 震、(1) (1) (略) (略) 第4節 (略)	地震・津波 トラフ・南海トラ 海・東南海・南海 既説 の試算は、駿河ト 海・東南海・南海	ラフ沿いで発生するレベル 1 毎地震)の被害想定の結果	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、 (1) 震、 (略) 第4節 (略)	河トラフ・南海トラ 東海・東南海・南海 概説 この試算は、駿河ト 東海・東南海・南海	毎地震 <mark>等</mark>)の被害想定の結果	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
	2 駿河東 (1) ○ (略) 第4節 (略) 防災 3 防災	地震・津波 トラフ・南海トラ 海・東南海・南海・ 既説 の試算は、駿河ト 海・東南海・南海	ラフ沿いで発生するレベル1 毎地震)の被害想定の結果 トラフから南海トラフの領域 毎地震が発生した場合を想定	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、 (1) 震、 (略) 第4節 (略) 3 防	河トラフ・南海トラ 東海・東南海・南海 概説 この試算は、駿河ト 東海・東南海・南海 防災関係機関の処	毎地震 <mark>等</mark>)の被害想定の結果 、ラフから南海トラフの領域を 毎地震 <mark>等</mark> が発生した場合を想だ	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
地震-22	2 駿河東 (1) ○ (略) 第4節 (略) 防災 3 防災	地震・津波 トラフ・南海トラ 海・東南海・南海 既説 の試算は、駿河ト 海・東南海・南海 防災関係機関の処	ラフ沿いで発生するレベル1 毎地震)の被害想定の結果 トラフから南海トラフの領域 毎地震が発生した場合を想定	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、 (1) 震、 (略) 第4節 (略) 3 防	河トラフ・南海トラ 東海・東南海・南海 概説 この試算は、駿河ト 東海・東南海・南海 防災関係機関の処 災関係機関 災関係機関 指定地方行政機関	毎地震 <mark>等</mark>)の被害想定の結果 、ラフから南海トラフの領域を 毎地震 <mark>等</mark> が発生した場合を想だ	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
地震-22	2 駿 (1) ((本) 第4年 ((1) 第4年	地震・津波 トラフ・南海トラ 海・東南海・南海 既説 の試算は、駿河ト 海・東南海・南海 防災関係機関の処	ラフ沿いで発生するレベル1 事地震)の被害想定の結果 ・ラフから南海トラフの領域 事地震が発生した場合を想定 理すべき事務又は業務の大約	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、 (1) 。 (略) 第4節 (略) 3 防 (1)	河トラフ・南海トラ 東海・東南海・南海 概説 この試算は、駿河ト 東海・東南海・南海 防災関係機関の処 災関係機関 災関係機関 指定地方行政機関	毎地震等)の被害想定の結果、ラフから南海トラフの領域を 毎地震等が発生した場合を想定 理すべき事務又は業務の大綱	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
地震-22	2	地震・津波 トラフ・南海トラ 海・東南海・南海 既説 の試算は、駿河ト 海・東南海・南海 防災関係機関の処	プログラフ で発生するレベル 1 を 地震)の被害想定の結果 フラフから南海トラフの領域 を 地震が発生した場合を想定 理すべき事務又は業務の大利 の理すべき事務又は業務	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、(1) 震、(略) 第4節 (略) 3 防 (1) 機関名 (略)	河トラフ・南海トラ 東海・東南海・南海 概説 この試算は、駿河ト 東海・東南海・南海 防災関係機関の処 災関係機関 災関係機関 指定地方行政機関	無地震等)の被害想定の結果 、ラフから南海トラフの領域を 乗地震等が発生した場合を想が 理すべき事務又は業務の大綱 処理すべき事務又は業務	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
地震-22	2	地震・津波・南海・南海・東南海・南海・東南海・東京は、駿河・東南海・南海・東京海・東南海・南海・東京海・東南海・南海・東京災関係機関の処式を機関がある。	プフ沿いで発生するレベル1 事地震)の被害想定の結果 プフから南海トラフの領域 事地震が発生した場合を想定 理すべき事務又は業務の大約	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、(1) 震、(略) 第4節 (略) 3 防 (1) 機関名 (略)	河トラフ・南海トラ東海・東南海・東南海・東南海・東南海・東南海・東京 では、駿河・東海・東南海・南海・ 防災関係機関の処災関係機関 指定地方行政機関 指定地方行政機関 なん 産省関東農政局	無地震等)の被害想定の結果 ・ラフから南海トラフの領域を 乗地震等が発生した場合を想象 理すべき事務又は業務の大綱 処理すべき事務又は業務 (略)	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		
地震-22	2 震 (1)	地震・津波 トラフ東南海・南海・ 既説 の試算は、駿南海・ 海・東南海 が災関係機関の処 関係機関 定地方行政機関 産省関東農政局	プフ沿いで発生するレベル1 事地震)の被害想定の結果 プフから南海トラフの領域 事地震が発生した場合を想定 理すべき事務又は業務の大約	の地震・津波(東海地震、東海・東南海 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震として行ったものである。	地 2 駿 震、 (1) 高、 (略) 第4節 (3 1) 機略) 機略) 機略) 農林	河トラフ・南海トラ東海・東南海・東南海・東南海・東南海・東南海・東京 では、駿河・東海・東南海・南海・ 防災関係機関の処災関係機関 指定地方行政機関 指定地方行政機関 なん 産省関東農政局	無地震等)の被害想定の結果 ・ラフから南海トラフの領域を 乗地震等が発生した場合を想象 理すべき事務又は業務の大綱 処理すべき事務又は業務 (略)	の地震・津波(東海地震、東海・東南海地 を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 定して行ったものである。		

ページ		旧				新
	(2) 指定公共機関			(2) 指定公	共機関	
	機関名	処理すべき事務又は業務		機	名 名	処理すべき事務又は業務
	(略)	(略)		(略)		(略)
	日本土上今九	(略)		口卡土上ウ	- بالخ	(略)
地震-24	日本赤十字社 静岡県支部	ウ 被災者に対する <mark>義援物資</mark> の配布		日本赤十字静岡県支部		ウ 被災者に対する <mark>救援物資</mark> の配布
	野 門	(略))	(略)
	(略)	(略)		(略)		(略)
	本古泰九州十八九			東京電力/	パワーグリ	
地震-25	東京電力株式会社 中部電力株式会社	(略)		ッド株式会	· <u>社</u>	(略)
	中印电刀体八云化			中部電力株	式会社	
	(略)	(略)		(略)		(略)
	KDDI 株式会社			KDDI 株式会	· 社	
	ソフトバンクモバイ	(略)		ソフトバン	/ク株式会	(略)
	<u>ル株式会社</u>			<u>社</u>		
	(略)	(略)				
				(略)		(略)
	(3) 指定地方公共機関			•		
	機関名	処理すべき事務又は業務	((3) 指定地	方公共機関	
	(略)	(略)		機	4	処理すべき事務又は業務
W. 7.	(略)			(略)		(略)
地震-26	岳南鉄道株式会社	(略)		(略)		
	(略)			岳南電車株	式会社	(略)
	(略)	(略)		(略)		
	(略)			(略)		(略)
				(略)		
	第2章 平常時対策		第	52章 平常時	対策	
	(略)			(略)		
	第1、2節			51、2節		
	(略)			(略)		
	第3節 地震防災訓練の実	施	第	3節 地震防	災訓練の実	· ·施
	(略)		((略)		
	1 県		1	県		
	1-1 防災訓練の内容		1	- 1 防災調	川練の内容	

ページ		旧				新				
	区分	内	容	区分		内	容			
地震-27	合イ東海地び伝達び伝達ウ東海地グエ「東海ボ本警戒カ緊急地	動員(県地震災害警戒本部設置 雲に関連する情報、警戒宣言、 雲注意情報発表時、警戒宣言系 地震応急対策活動要領に基づく	登準備のための要員招集) 地震情報、その他防災上必要な情報の 整令時及び災害発生時の広報 静岡県広域受援計画」による受援活動 難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域	収集及	(略) 総 ア 職員の動員(県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集) イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報のび伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 計					
	(略)			[
	3 防災関係機関				防災関係機関					
	(略) 機 関	名 名	重点事項	(略)		Ž	重点事項			
	(略)	(略)	五洲五次		(略)	(略)				
地震-29	東京電力株式会社 中部電力株式会社	(略)			東京電力パワー バ株式会社 中部電力株式会社	(略)				
	(略)	(略)			(略)	(略)				
地震-30	(略) <u>岳南鉄道株式会</u> (略)	<u>+</u> (略)		- 11 1	(略) <u>岳南電車株式会社</u> (略)	<u>〔</u> (略)				
	(略)	(略)			(略)	(略)				
	(略)			(略)					
	第4節 地震災害予 (略) 7 地盤災害の予防 (略)	防対策の推進 対策		(略	地盤災害の予防対					
地震-32	区分	内容		——————————————————————————————————————	· 分	内 容				
	山・がけ崩れ防 止対策の推進	<u>険箇所図</u> の配布や <u>急傾斜</u> は) ある箇所について、地域住民への土砂 <u>地崩壊危険箇所等に土砂災害危険箇所表</u> 変地域の危険性を広報する。	<u> </u>	山・がけ崩れ防 止対策の推進		ある箇所について、地域住民への土砂災害 <u>/</u> ターネットによる土砂災害警戒区域等の公 険性を広報する。			
	(略)	(略)			略)	(略)				
	<u> </u> (略)			(略)						

ページ		旧			新				
	12 生活の	り確保	12	生活の確	保				
	(略)		(略)					
	(2) 飲料	水の確保	(2) 飲料水(の確保				
	(略)		(略)					
地震-36	(追加)		<u>(3</u>)燃料の確	<u> </u>				
			2	尾施主体	<u>内容</u>				
			<u> </u>	<u>.</u>	・緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施				
					設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消				
					防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料				
					供給に必要な情報の共有を図るものとする。				
			Ī	重要施設	・重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備につ				
			0	つ管理者	いて、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能と				
			生	<u>等</u>	なるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。				
					・なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安				
					定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定				
					を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。				
	(<u>3</u>) 医療	救護	((<u>4</u>) 医療救護					
	(略)		((略)					
	(<u>4</u>) 防疫	及び保健衛生活動	((<u>5</u>) 防疫及び保健衛生活動					
	(略)		(∄	(略)					
		帚活動	(<u>6</u>) 清掃活	動				
	実施主	上 体 内 容		実施主体	内 容				
	県	あらかじめ定める「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき		県	あらかじめ定める <u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び</u> 「震災時し尿及び生活系				
		市町を指導する。		<i>/</i> N	ごみ処理対策マニュアル」に基づき市町を指導する。				
		ア 被害想定に基づき、 <u>震災時廃棄物(し尿、ごみ)</u> 処理計画を定める。			ア 被害想定に基づき、 <mark>災害廃棄物</mark> 処理計画を定める。				
	市町	イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上		市町	イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上				
		での役割分担を明示し協力を求める。			での役割分担を明示し協力を求める。				
	_	所の設置及び資機材の配備又は準備	(7) 避難所(の設置及び資機材の配備又は準備				
W =	(略)		(∄	各)					
地震-37	_	・救護のための標示	(<u>8</u>) 救援・3	枚護のための標示				
	(略)		(#	各)					
	(<u>8</u>) 応急	住宅	(<u>9</u>) 応急住 ⁹	老				
	(略)		(略)					

	li li
14 災害廃棄	物の処理体制の整備
	内容
	│ │ あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物
県	処理マニュアル」に基づき市町を指導する。
	広域処理体制の確立に努めるものとする。
	(1) <u>震災時廃棄物 (がれき・残骸物)</u> 処理計画を定める。
市町	(2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に
	努める。
(略)	
第3章 地震	防災施設緊急整備計画
(略)	
	防災施設整備方針
, , , , ,	
	対策緊急整備事業計画
	よる災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上野などによる。
	き施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
	別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間
は暗和 55 年度	ぎから平成<u>26</u>年度までの<u>35</u>年間である。
1 防災業務	施設の敷備
(略)	(略)
()	() () () () () () () () () ()
	事 業 名 事 業 主
	事 業 名 事業主 本 概 要 概算事業費 100 m³ 耐震性貯水槽、60 m³ 耐震性 百万円
	実施主体 実施主体 県 市 下 (略) 第 (第 第 1 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

市町

設整備事業

消防防災設 備整備事業

計

貯水槽、

40m3級防火水槽等

8,920施設

消防ポンプ自動車、はしご車、可

搬式小型動力ポンプ 等

事業総括

(2) 通信施設の整備

表

(略)

14 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内
	あらかじめ定める「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物
県	処理マニュアル」に基づき市町を指導する。
	広域処理体制の確立に努めるものとする。
	(1) <u>災害廃棄物</u> 処理計画を定める。
市町	(2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に
	努める。

新

(略)

第3章 地震防災施設緊急整備計画

(略)

第1節 地震防災施設整備方針

(略)

第2節 地震対策緊急整備事業計画

防災上緊 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊 に係る国│急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国 実施期間┃の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間 は昭和55年度から平成31年度までの40年間である。

1 防災業務施設の整備

区 分

(1) 消防用施設の整備

(m/ /)	(m/z)	<u> </u>	
(略)	(略)		
	事業名	事業主 体	事業概要概算事業費
	2017 13-4- 13-4-17-17-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-	144	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性 百万円
事業総括	消防防災施設整備事業	市町	貯水槽、
表	以正师 7 木		40 m ³ 級防火水槽等 49,693
	消防防災設	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可
	整備事業	1 1 141	搬式小型動力ポンプ 等
	計		<u>9,010</u> 施設 <u>49,693</u>

(2) 通信施設の整備

(略)

48,923

48,923



ページ					旧	17 M 7 N 2 L 2 N 19 1 9 C					小灬女(木)		新		
	区分	内		容					区分			内		容	
	(略)	(略)							(略)	(略)				
		事	業名		事業主体	事 業 概 要	概算事	業費			事業名		事業主体	事 業 概 要	概算事業費
		改築	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>5 1</u> 箇所	百万円 110,66				道路改良事業(一	般国道)	県・市	約 <u>6 3</u> 箇所	百万円 <u>139,021</u>
			"(県 道)		県	約 37箇所	31, 358				"(県	道)	県	約 37箇所	31, 358
			特改一種事業(一般国道)	<i>II</i>	約 31箇所	16. 996			改	特改一種事業(一	般国道)	11	約 31箇所	16. 996
			"(県 道)		<i>II</i>	約 28箇所	8,052			築	"(県	道)	11	約 28箇所	8, 052
			橋梁整備事業(一般国道)	JJ	約 23箇所	5,657				橋梁整備事業(一	般国道)	IJ	約 23箇所	5, 657
	事		"(県 道)		IJ	約 3箇所	5,058		事		"(県	道)	IJ	約 3箇所	5, 058
	業総括				小 計	約 <u>173</u> 箇所	<u>177, 73</u>	<u>2</u>	· 業 · 総 · 括				小 計	約 <u>185</u> 箇所	<u>206, 142</u>
	括表	橋	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3箇所	5, 591		括		橋梁整備事業(一	般国道)	県・市	約 3箇所	5, 591
		梁	"(県 道)		IJ	約 <u>4</u> 箇所	3,546		表	橋 _	" (県	道)	11	約 <u>7</u> 箇所	<u>5, 302</u>
			橋梁補修事業(一般国道)	IJ	約 <u>5 0</u> 箇所	11, 574				橋梁補修事業(一	般国道)	11	約 <u>107</u> 箇所	<u>19, 868</u>
			"(県 道)		IJ	約 <u>12</u> 箇所	<u>1, 126</u>			梁一	" (県	道)	II .	約 <u>7 1</u> 箇所	<u>8, 958</u>
					小 計	約 <u>67</u> 箇所	21, 837						小 計	約 188 箇所	<u>39, 719</u>
		災	災害防除事業(一般国道)	県・市	約 <u>387</u> 箇所	20, 414			災	災害防除事業(一	般国道)	県・市	約 <u>399</u> 箇所	<u>24, 435</u>
		防除	"(県 道)		県	約 <u>327</u> 箇所	10,858			災害防除	" (県	道)	県	約 <u>339</u> 箇所	<u>11, 351</u>
					小 計	約 <u>714</u> 箇所	31, 272			BY			小 計	約 <u>738</u> 箇所	<u>35, 786</u>
		計				約 <u>954</u> 箇所	230, 84	1			計			約 <u>1,111</u> 箇所	281, 647
地震-43		港湾施 区 分 (略)	i設の整備 内 (略)		容				Image: Control of the property o	港湾施設分 (格)	役の整備 (略)	þ	7	容	
	三	事業総括							事	業総括		1			
		表	事業名		l	概要		概算事業費	表		事業名 事業3		事	業概要	概算事業費
			港湾改修	(係留施設				百万円			港湾改 (係留	習施設)	I		百万円
			事業		壁 6港						修	岸星			
					揚場 1 港			5, 901			事業	物揚場		, —,	
					橋 2 港							桟 棺			
					壁 1 港			191			市	岸星			
				岸								岸壁			
					揚場 1 港			6, 092			小計	物揚場			
				桟	橋 2 港	选 延長約11 	8 m					栈 棉	1	延長約118	m

ページ 旧 (臨港交通施設) (臨港交通施設) 橋 梁 2港(4橋) 延長約315m 橋 梁 2港(4橋) 延長約315m 2,676 3, 316 計 8,768 計 9,408 (3) 漁港施設の整備 (3) 漁港施設の整備 (略) (略) 4 防災上重要な建物の整備 4 防災上重要な建物の整備 (1) 医療救護施設の整備 (1) 医療救護施設の整備 (略) (略) (2) 社会福祉施設の整備 (2) 社会福祉施設の整備 容 容 区分 内 区分 内 (略) (略) (略) (略) 概算事業費 事業名 事業主体 事 業 概 要 事業名 事業主体 事業概要 概算事業費 百万円 百万円 約1箇所 300 m² 県 約1箇所 300 m² 42 社会福祉施設 社会福祉施設 約 74箇所 約 74箇所 整備事業 市 町 7,264 整備事業 市 町 7,264 定員約 6,505 人 定員約 6,505 人 社会福祉 社会福祉 (木造改築) (木造改築) 約26箇所 " 2,185人 約26箇所 " 2,185人 2,741 2,741 法 人 法 人 小 計 約101箇所 1 8,690人 10,047 小 計 約101箇所 # 8,690人 10,047 事 約2箇所 " 174人 2,129 約2箇所 " 174人 2,129 業 業 総 社会福祉施設 約12箇所 "714人 5,097 社会福祉施設 市 町 約11箇所 " 614人 町 4,028 括 地震-44 整備事業 社会福祉 整備事業 社会福祉 約34箇所 "2,293人 14, 916 約33箇所 "2,198人 14,081 (非木造改築) (非木造改築) 法 法 小 計 | 約48箇所 " 3,181人 22, 142 小 計 約 46 箇所 // 2,986 人 20,238 約3箇所 " 290人 176 約3箇所 " 290人 176 社会福祉施設 市 町 約6箇所 # 800人 54 社会福祉施設 市 町 約6箇所 " 800人 54 整備事業 整備事業 社会福祉 社会福祉 約14箇所 1,180人 617 約14箇所 11,180人 617 (非木造補強) (非木造補強) 法 法 計 約23箇所 " 2,270人 小 計 約23箇所 " 2,270人 847 約 172 箇所 " 14,141 人 計 計 31, 132 33, 036

ページ			旧			東の巻) 新旧対照表(条) - 新 - 新 - 新								
	(3) 学校	施設の整備	11			(3) 学村		7/1						
	区 分					区分		内						
	(略)	(略)				(略)	(略)							
		事業名事	業主体事	業概要	概算事業費		事業名	事業主体	事業概	更	概算事業費			
	公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築) 約310 校 改築面積 約326,763 ㎡ 百万円 41,047		事業総	公立小・中学校 危険建物改築事業 (木造改築)	ž	約 310 校 改築面積 約 326,763 ㎡		百万円 41,047						
	事 兼 総 括表	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)	約 <u>585</u> 校 改築面積 約 <u>706,631</u> ㎡		括表	公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造改築)	市町 1	約 <u>594</u> 校 改築面積 約 <u>721, 220</u> ㎡	責	130,948				
	(非木造改築) 公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強) 約 <u>791</u> 校 補強面積 約 <u>1,832,651</u> ㎡		67, 021		公立小・中学校 危険建物改築事業 (非木造補強)	ř	約 <u>774</u> 校 補強面積 約 <u>1, 797, 058</u> ㎡		66, 855					
		計		1,686 校 延面積 2,866,045 m²	<u>231, 193</u>		計		約 <u>1, 678</u> 校 延面積 約 <u>2, 845, 041</u> ㎡	責	238,850			
	5 災害の (1) 山崩		עיא			5 災害の隊(1) 山崩								
		ち止事業 れ、地すべり等の防止 内 (略)	容				方止事業 れ、地すべり等の防止 (略)	内	容	·				
	(1) 山崩区分	れ、地すべり等の防止 内	1	事業概要	概算事業費	(1) 山崩 区分	れ、地すべり等の防止	内事業主体			概算事業費			
	(1) 山崩区分	れ、地すべり等の防止 内 (略)	容		概算事業費百万円13,104	(1) 山崩 区分	れ、地すべり等の防止 (略)	事業主体						
	(1) 山崩区分	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名	容事業主体	事業概要	百万円	(1) 山崩 区分	れ、地すべり等の防止 (略) 事業名	事業主体	本 事 業 概	要	百万			
	(1) 山崩区分	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業	容事業主体	事業概要	百万円 13,104 14,707	(1) 山崩 区分	れ、地すべり等の防止(略)事業名通常砂防事業	事業主体 県	事業概86	要箇所	百万 <u>14, 304</u>			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業	容事業主体 県 "	事 業 概 要 <u>82</u> 箇所 <u>608</u> 箇所	百万円 13,104 14,707	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業	事業主体 県 川	本 事 業 概 <u>86</u> <u>688</u> <u>1,476</u>	要 箇所 箇所	百万 14,304 18,399			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 復旧治山事業	容事業主体 県 川 川	事業概要 82 箇所 608 箇所 1,376 箇所	百万円 13,104 14,707 43,771	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 復旧治山事業	事業主体 県 川	本 事 業 概 <u>86</u> <u>688</u> <u>1,476</u>	要 箇所 箇所 箇所	百万 14,304 18,399 49,446			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業	容 事業主体 県 " " (小計)	事業概要 <u>82</u> 箇所 <u>608</u> 箇所 <u>1,376</u> 箇所 <u>169</u> 箇所	百万円 13, 104 14, 707 43, 771 41, 133	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 復旧治山事業 地すべり対策事業	事業主体	本 事 業 概 86 688 1,476 180	要 箇所 箇所 箇所	百万 14,304 18,399 49,446 45,753			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 農林水産省)	容 事業主体 県 " (小計) 県	事業概要 82 箇所 608 箇所 1,376 箇所 169 箇所 59 箇所	百万円 13, 104 14, 707 43, 771 41, 133 12, 567	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省)	事業主体 集	本 事 業 概 86 688 1,476 180 61	要	百万 14,304 18,399 49,446 45,753 14,246			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省) (林野庁)	容 事業主体 県 " (小計) 県 " "	事業概要 <u>82</u> 箇所 <u>608</u> 箇所 <u>1,376</u> 箇所 <u>169</u> 箇所 <u>59</u> 箇所 <u>43</u> 箇所	百万円 13, 104 14, 707 43, 771 41, 133 12, 567 7, 205	(1) 山崩区分(略)	水、地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省) (林野庁)	事業主任	本 事 業 概 86 688 1,476 180 61 46	要	百万 14, 304 18, 399 49, 446 45, 753 14, 246 8, 136			
	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省) (林野庁) (国土交通省)	容 事業主体 県 " (小計) 県 " "	事業概要 82 箇所 608 箇所 1,376 箇所 169 箇所 59 箇所 43 箇所 67 箇所	百万円 13, 104 14, 707 43, 771 41, 133 12, 567 7, 205 21, 361	(1) 山崩区分(略)	水地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省) (林野庁) (国土交通省)	事業主体	事業概 86 688 1,476 180 61 46 73 723	要	百万F 14,304 18,399 49,446 45,753 14,246 8,136 23,371			
也震-45	(1) 山崩区分(略)	れ、地すべり等の防止 内 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 地すべり対策事業 (農林水産省) (林野庁) (国土交通省) 急傾斜地崩壊対策事業	容 事業主体 県 " " (小計) 県 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	事業概要 82 箇所 608 箇所 1,376 箇所 59 箇所 43 箇所 67 箇所 684 箇所	百万円 13,104 14,707 43,771 41,133 12,567 7,205 21,361 103,177	(1) 山崩区分(略)	水地すべり等の防止 (略) 事業名 通常砂防事業 予防治山事業 復旧が対策事業 (機林水産省) (本野庁) (国土交通省) 急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	本 事 業 概 86 688 1,476 180 61 46 73 723 37	要	百万円 14,304 18,399 49,446 45,753 14,246 8,136 23,371 113,242			

) 11		IH											
						$\lceil \rceil \mid (2)$		よる災害の防止					
	容										容		
(略)							(略)	(略)					
事業名	事業主体	事業		要	概算事業費			事 業 名	事業主体	事	<u> </u>	概算事業費	
広域河川改修事		2 河川			百万円			広域河川改修事 業	県	2河川		百万円 <u>8,197</u>	
		1 河川						総合治水事業	<i>II</i>	1 河川		300	
耐震対策河川事	11	12河川			27, 634		事業総括表	事業	耐震対策河川事業		10河川		21, 983
(追加)										地震・高潮対策 河 川 事 業			
漁港海岸保全事 業	IJ	3 海岸 4,472m		岸 延長約	7, 106			漁港海岸保全事	"			7, 693	
II.	市町	11 海岸		4, 263 m	<u>7,810</u>			業		-			8,988
港湾海岸改修事 業	県	1 1 海岸		<u>22, 953</u> m	21, 043			港湾海岸改修事	県	1 1 海岸	24, 096 m	24, 093	
海岸高潮対策事業	IJ.	<u>7</u> 海岸		<u>9, 279</u> m	8, 701			海岸高潮対策事	JJ.	<u>9</u> 海岸	<u>12, 632</u> m	13, 922	
計					79, 966							109, 606	
_	業等 総合治水事業 耐震対策河川事 業 (追加) 漁港海岸保全事 業 " 港湾海岸改修事 業 海岸高潮対策事	(略) 事業名 事業主体 広域河川改修事業 県 総合治水事業 川 耐震対策河川事	(略) 事業名 事業主体事業 広域河川改修事業 県 2河川 総合治水事業 川 1河川 耐震対策河川事業 川 12河川 (追加) 漁港海岸保全事業 川 3海岸4,472m 川 市町 11海岸 港湾海岸改修事業 県 11海岸 海岸高潮対策事業 川 7海岸	大 大 下 下 下 下 下 下 下 下	P	大	(2 (2 で	(2) 津波に (2) 津波に (2) 津波に (2) 東	(2) 津波による災害の防止 (2) 津波による災害の防止 (2) 津波による災害の防止 (2) 津波による災害の防止 (3) (4)	(2) 建波による災害の防止 (2) 建波による災害の防止 (3) 内 (2) ではいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	(ロー) (ロー)	(略)	

ページ

地震-46

地震対策緊急整備事業費総括表(単位:百万円)

		承認計画事業	事業主体別内容						
区分		費	県	市町	その他				
避難地整備		26, 660		26,660					
避難路整備		<u>51, 879</u>	8, 272	42,656	951				
消防用施設整備		<u>48, 923</u>		48,923					
	防災	31, 272	30,736	<u>536</u>					
緊急輸送路 整備	改良	199, 569	171, 742	27,827					
正 佣	港湾・漁	10, 492	10,044	448					
通信施設整備		5, 424	1, 134	4, 290					
緩衝緑地整備									
病院整備	非木造·	12, 991	1, 575	7, 484	3, 932				
	木造・改	10, 047	42	7, 264	2,741				
福祉施設整備	非木造・	22, 142	2, 129	<u>5, 097</u>	14, 916				
	非木造·	847	176	54	617				
	木造・改	41, 047		41,047					
学校設備(小・中)	非木造・	<u>123, 125</u>		<u>123, 125</u>					
(1, - +)	非木造・	<u>67, 021</u>		67,021					
Vft. Vft+ 4-1. 675	広域河川	<u>35, 306</u>	<u>35, 306</u>						
津波対策	海岸	44,660	<u>36,850</u>	7,810					
	建	137, 642	<u>137, 642</u>						
山崩れ等防止	林野	65, 683	65, 683						
	農地	18, 093	<u>15, 233</u>	<u>2,860</u>					
合	 計	952, 812	<u>516, 553</u>	413, 102	23, 157				

注 この表は、平成 <u>27</u>年 3 月 <u>20</u>日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

地震対策緊急整備事業費総括表

(単位:百万円)

		承認計画事業	事業主体別内容						
区分		費	県	市町	その他				
避難地整備		<u>26, 682</u>		26,682					
避難路整備		63, 050	8, 272	53,827	951				
消防用施設整備		49, 693		49,693					
men to let all min	防災	<u>35, 786</u>	31, 326	4,460					
緊 急 輸 送 路 整 備	改良等	<u>245, 861</u>	<u>212, 783</u>	33,078					
TE. VIII	港湾・漁港	<u>11, 132</u>	<u>10, 684</u>	448					
通信施設整備		5, 424	1, 134	4, 290					
緩衝緑地整備									
病院整備	非木造・改	12, 991	1, 575	7, 484	3, 932				
	木造・改	10, 047	42	7, 264	2, 741				
福祉施設整備	非木造・改	20, 238	2, 129	4,028	14, 081				
	非木造・補	847	176	54	617				
	木造・改	41, 047		41,047					
学校設備(小・中)	非木造・改	130, 948		130,948					
	非木造・補	<u>66, 855</u>		66, 855					
津 波 対 策	広域河川	54, 910	<u>54, 910</u>						
津 波 対 策	海岸	<u>54, 696</u>	<u>45, 708</u>	<u>8,988</u>					
	建	<u>150, 917</u>	<u>150, 917</u>						
山崩れ等防止	林野	<u>75, 981</u>	<u>75, 981</u>						
	農地	<u>22, 252</u>	<u>18, 544</u>	3,708					
合	計	<u>1, 079, 357</u>	<u>614, 181</u>	442, 854	22, 322				

新

注 この表は、平成 <u>28</u>年 3 月 <u>23</u>日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。

ページ			(**************************************						·····································	 新								
	第3節 地震						育	第3節 地質	震防災緊急事	業五億	箇年計画							
	(略)							(略)										
	1 防災業務期	施設の整備					1 防災業務施設の整備											
	(略)						(略)											
	2 地域の防災構造化								2 地域の防災構造化									
	(略)							(略)										
	3 緊急輸送	路の整備						3 緊急輸	送路の整備									
	(略)							(略)										
	(3)漁港施設	設の整備						(3) 漁港	施設の整備									
	区分	内		容				区分				内		容				
	(略)	(略)						(略)	(略)									
	整備の	防災港湾(漁港)のうち特に	こ許手陰性が	ぶ高い県営漁港につい	いて、	耐震岸壁及び臨		整備の	防災港湾	(漁港	i) のうち	特に許手	陰性が高	高い県営漁港	について	、耐震 <mark>強化</mark> 岸壁及		
地震-50	水準 港	道路を整備する。						水準	び臨港道路	を整備	iする。							
	(略)	(略)						(略)	(略)									
	(略)						1	(略)										
	4 防災上重要	要な建物の整備					4	4 防災上	重要な建物の	整備								
		祉施設の整備					4 防災上重要な建物の整備 (1) 社会福祉施設の整備											
	区分	内		容				区分				内		容				
	事 業 の	自力避難が困難な社会福祉が						事業の								ため、特別養護老		
		.ホーム、知的障害者更生施調	党、母子生 活	5支援施設、保育所(の耐震	化を図る。		目的		知的障	害者更生	施設、母	子生活力	支援施設 <u>、及</u>	び認定こ	<u>. ども園</u> の耐震化を		
									図る。									
	(略)	(略)						(略)	(略)									
		稚園・小中学校施設の整備					,		幼稚園・小口	中学校	施設の整							
	区分	内容	<u> </u>				11	区分				内		容				
	(略)	(略)						(略)	(略)									
		事業名	事業主体	事 業 概	要	概算事業費			事	業	名	事業主体	事	業概	要	概算事業費		
	事業	公立学校施設整備事業	 市町	78 校(校舎 <u>54</u> 棟		百万円		事業	公立学校	施設:	整備事業	市町		(校舎 <u>52</u> 棟		百万円		
		T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	1,14.1	屋内運動場 42 棟)		11, 188		^{ず未} 総括表		72 BX	II. III. 1. XC		屋内運	動場 42 棟)		9, 440		
	7001白女	公立幼稚園施設整備事業	市町	15 園 (園舎 16 棟))	3, 247		心1白女	公立幼稚	園施設	整備事業	市町	15 園	(園舎 16 棟)		<u>3, 268</u>		
		計		93 校・園(<u>112</u> 棟)	.)	<u>14, 435</u>				計			93 校・	園(<u>110</u> 棟)		<u>12, 708</u>		
												•						
	(略)	1					-	(略)	•									
	5 災害の防」	上事業						5 災害の	 方止事業									
	(略)							(略)										
	6 災害応急	対策用施設等の整備					6	6 災害応急	急対策用施設	等の	整備							
	(略)							(略)										
	1																	

ページ				旧							新					
	(2	() 備蓄倉庫	車の整備					(2	2) 備蓄倉庫	重の整備						
		区 分	内	\$					区分		内			容		
		(略)	(略)						(略)	(略)						
地震-53																
		事業総括	事業名	事業主体	事業	概	要 概算事業費	事業総括		事 業 名	事業主体	事	業	概	要	概算事業費
		表	消防防災施設整備費 補助事業	市	備 蓄 <u>10</u> 箇所	倉 原	重 百万円 210		表	消防防災施設整備費補助事業	市	備 <u>11</u> 箇所	蓄	倉	庫	百万円 <u>390</u>
															I	

ページ 旧 地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)

地震-54

事 業 名	 区 分	計画	事	業	主	体	別内	容
		事業費	玉		県		市町	その他
	一次避難地(都市公園)	765					765	
避難地	一次避難地(区画整理等)	82					69	13
	港湾避難地	378			378			
避難路	農道等	1,840			1,840	0		
	区画整理等	5, 677					5,433	244
	河川施設	45			45			
消防用施設	農業用水施設	231			231			
1日67711 /10日天	耐震性貯水槽	370					370	
	消防施設	22,654					20, 114	2,540
消防活動用道路	区画整理等	388					360	28
	農道	734			734			
	道路	16, 735			2,490	0	14, 245	
緊急輸送路	街 路	2, 027			158		1,869	
	漁港	130			130			
	交通管制施設	89			89			
	道路	9, 147			2,280	0	6,867	
共同溝等	街 路	3, 779			192		3,587	
	区画整理等	4, 178					4, 178	
公立幼稚園 •	校舎	<u>5, 373</u>					<u>5, 373</u>	
小中学校	屋内運動場	<u>5, 815</u>					<u>5,815</u>	
71 1 10	園舎	3, 247					3, 247	
	水産庁所管海岸	345			345			
津波対策	国土交通省港湾局所管海岸	979			979			
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660			660			
土砂災害対策	砂防設備	3, 250			3, 250	0		
工切火音对水	ため池	480			480			
地域防災拠点施	防災拠点施設	3, 298					3, 298	
防災行政無線	防災無線通信設備	1, 971					1,971	
水、自家発電	配水池	394					394	
設備等	公立学校プール	222					222	
以加寸	給水車	10	1				10	1
備蓄倉庫	備蓄倉庫	390					390	
応急救護設備	震災初動資機材	1		_		_	1	
老朽住宅密集対	区画整理等	6, 342					6, 342	
 合	-	102,026			14, 28	R1	84, 920	2,825

地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表

(単位:百万円)

	事	業	名		区分	計画	事	業主	体 別 内	容
	7'	*	711			事業費	玉	県	市町	その他
					一次避難地(都市公園)	765			765	
避		難		地	一次避難地(区画整理等)	82			69	13
<u> </u>					港湾避難地	378		378		
避		難		路	農道等	1,840		1,840		
					区 画 整 理 等	5, 677			5, 433	244
					河 川 施 設	45		45		
消	防	用	施	設	農業用水施設	231		231		
113	P)) 11	ЛЕ	臤	耐震性貯水槽	370			370	
					消 防 施 設	22, 654			20, 114	2, 540
消	防活	動	用道	路	区 画 整 理 等	388			360	28
					農道	734		734		
					道 路	16, 735		2,490	14, 245	
緊	急	輸	送	路	街 路	2,027		158	1,869	
					漁 港	130		130		
					交通管制施設	89		89		
414	<u> </u>	1 3)#£	<i>h</i> :h:	<u>道</u> 路	9, 147		2, 280	6, 867	
共	戸	J	構	等	街 路	3, 779		192	3, 587	
					区 画 整 理 等	4, 178			4, 178	
公	立纹	幼 稚	É 園		校舎	<u>4, 490</u>			<u>4, 490</u>	
小	中	1 4	学	校	屋内運動場	<u>4, 950</u>			4, 950	
					園 舎	<u>3, 268</u>			<u>3, 268</u>	
					水産庁所管海岸	345		345		
津	波	£ 3	対	策	国土交通省港湾局所管海岸	979		979		
					国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660		
+	砂り	※ 宝	· 分:	筶	砂 防 設 備	3, 250		3, 250		
	Hノ グ	, <u> </u>	∧1 .	/K	ため池	480		480		
地	域防	災拔	心点:	施	防災拠点施設	3, 298			3, 298	
防	災彳		無	線	防災無線通信設備	1, 971			1, 971	
					配 水 池	394			394	
水、	自家	発電	設備	等	公立学校プール	222			222	
					給 水 車	10			10	
備	蓄	1	會	庫	備 蓄 倉 庫	390			390	
応	急扌	汝 護	設	備	震災初動資機材	1			1	
老	朽住:	宅密	集対	策	区 画 整 理 等	6, 342			6, 342	
			合		計	100, 299		14, 281	83, 193	2, 825

である。

注 この表は、平成 <u>27</u>年 3 月 <u>20</u>日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画 注 この表は、平成 <u>27</u>年 3 月 <u>20</u>日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画であ

ページ	III	新
	第4章 地震防災応急対策計画 (発災前の対策及び津波対策を含む) (略)	第4章 地震防災応急対策計画(発災前の対策及び津波対策を含む) (略)
地震-56	第1節 防災関係機関の活動	第1節 防災関係機関の活動
	(略)	(略)
	「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」	「東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準」
地震-57	表中「企画広報部広報課」	表中「知事公室広聴広報課」
	「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)	「静岡県地震災害警戒本部編成図」(抄)
	指令部	指令部
	<u>統括</u> 班	<u>総括</u> 班
	空港現地運用班 <u>・現地航空係</u>	空港現地運用班
	本部員	本部員
		数
	数 企 知 第 第 第 第 第 第 第 第 第	数 知 超 政
		<mark>知</mark> 経 政 事 営 策
	(経 企	知 経 政 事 営 策 直 管 企 轉 理 画 部 部 部
	「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)	「静岡県災害対策本部方面本部編成図」(抄)
	<mark>広域</mark> 搬送拠点係	<u>航空</u> 搬送拠点係
	「東海地震注意情報に関する対策会議」(抄)	「東海地震注意情報に関する対策会議」(抄)
	経 地 企	地 経 空 文
地震-58	A	地 経 空 文
	部	
	長	長
	(略)	(略)

ページ		于		新				
*	3 防災関係機関	···						
	(略)		(略)					
	(1) 指定地方行政機関		(1)指定地方行政機関					
	機関名 処理する	べき事務又は業務	機関名					
地震-60	(略) (略)		(略)	(略)				
	農林水産省関東農政局(略)		農林水産省関東農政局	(略)				
	静岡地域センター		静岡支局					
	<u>浜松地域センター</u>							
	(略) (略)		(略)	(略)				
	(略)		(略)					
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関					
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関					
	(略)	(略)	(略)	(略)				
地震-61		(略)		(略)				
	日本赤十字社	ウ 被災者に対する <mark>義援物資</mark> の配布	日本赤十字社	ウ被	災者に対する <u>救援物資</u> の配布			
	静岡県支部	(略)	静岡県支部	(略)				
	(略)	(略)	(略)	(略)				
地震-62	東京電力株式会社	(略)	東京電力パワーグリッ	· <u>ド株式会社</u> (略)				
	中部電力株式会社		中部電力株式会社					
	(略)	(略)	(略)	(略)				
	KDDI 株式会社	(略)	KDDI 株式会社	(略)				
	ソフトバンクモバイル株式会社		ソフトバンク株式会社	<u>-</u>				
	(略)	(略)	(略)	(略)				
	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関	ı				
	機関名		機関名	T	処理すべき事務又は業務			
	(略) (略)	へな / で #切入は木切	(略)	(略)	たな, でず切入は未切			
	(略)		(略)					
		<u>事地震予知情報、警戒宣言の伝達</u>		ア警戒宣言の伝達、	東海地震予知情報			
	(略)		(略)	(略)				
	(略) (略)		(略)	(略)				
	(略)		(略)	1				
	第2節~第9節		第2節~第9節					
	(略)		(略)					
	第10節 地域への救援活動		第10節 地域への救援活	1 h				
	第10則 地域への収復召割 (略)		(略)	∌J				
	(FH /		\"H /					

ページ				旧						新			
	1	食料及び	日用品の確保				1 :	食料及で	ド日用品の確保				
	2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置						2) 県、市町及び防災関係機関等がとる措置						
	実施主体 内 容					実	施主体	Þ]	容			
		(略)	(略)				()	略)	(略)				
地震-76			農林水産省生産	局					農林水産省政策統括官付貿易	業務課			
		rt- /// BB	県又は市町の	の要請に基づき、政府所有米穀の供給措置を講ずる。 東農政局 <mark>静岡地域センター、浜松地域センター</mark>			17-11	- /// HH	県又は市町の要請に基づき	 . 政府所有米穀の側	共給措置を講ずる。		
		防災関	農林水産省関東					災関	農林水産省関東農政局静岡支	局			
		係機関	食料需給に関す	る情報収集及び災害時にお	おける関係機関、団体の被災状況の抵	握	1 / i	機関	食料需給に関する情報収集及	び災害時における関	「目標の一点ではなる。		
			(略)						(略)				
		(略)	(略)				()	略)	(略)				
	(略)					((略)						
	第11		施設設備の防災	措置		1	第111	節 県有	「施設設備の防災措置				
	(略)		and the transfer to a to \$1.				(略)		and the tensor of the S				
	l		意情報発表時】			—— I I I			E意情報発表時】				
	区分		内容				区分		内容				
也震-79	(略		(略)			—	(略) (略)						
	砂防、地すべ 土砂災害に		十砂災害に	関する監視システムの点	<mark>検や</mark> 情報収集・伝達のための配備体	ill.	砂防、地すべ 土砂災害に関する り、急傾斜地、		- 十砂災害に関する情報収	ス集・伝達のための	配備体制、県・市町・住民間の		
	り、急傾斜地、県・市町・住場治山等		、県・市町・住	民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。			り、 治山		連絡体制の確認等の準備的]措置を講ずる。			
			(略)				(略)		(略)				
	(略)		((略)		(
	第12		関係機関等の講	ずる生活及び安全確保等 <i>0</i>	り措置		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置						
	(略		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , ,, , ,, , , , , , , , , ,			(略)						
	【東	【東海地震注意情報発表時】						【東海地震注意情報発表時】					
	区分	分		内容		\neg	区分	>		内容			
	(略	子)		(略)			(略))		(略)			
	電力	カ					電力	J					
地震-81	[東京電力権	朱式会社]	(略)			(東	京電力	パワーグリッド株式会社	(略)			
	1	中部電力	朱式会社 丿				中部電力株式会社						
	(略	<u>{</u>)		(略)		_	(略)						
	l —	产 戒宣言発	令時】				【警戒宣言発令時】						
	区分			内容		— I I ⊦	区分			内容			
		(略)		(略)		— I I ⊦	(略)			(略)			
地震-82	電力	-					電力						
		東京電力権		(略)			_			(略)			
	I - `	中部電力棒	朱式会社 丿	/mf+\		$\dashv \parallel$			株式会社	/m+\			
	(略)			(略)		[(略)			(略)			

ページ			旧					新	:		
	(略			 fの対	対策	第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略)					
						<各施設・事業所の計画において定める個別事項>					
	-	施設・事業所 地震防災応急計画に定める個別事項				l		地震防災応急計画に	定め	る個別事項	
	(略) (略)					<u> </u>	路)	(略)			
地震-86	学村	交・幼稚園・保育所 <u>(追</u> (∣	烙)				交・幼稚園・保育所 <u>・認</u>	(略)			
	<u>加</u>)					l 	こども園				
			路)				格)	(略)			
	(略					(略					
	第14					第14					
	(略					(略					
		章 災害応急対策				第5					
	(略					(略					
	第15 (略	節 防災関係機関の活動				第19					
	(四日	<u>/</u> 配備体制	配備内容		 配備部局等	(14)	<u>[7]</u> 配備体制	配備内容		 配備部局等	
		【情報収集体制】	各所属所要の	-			【情報収集体制】	日口加工工人口	-		
地震-92		県内(出先機関事務所にお		本 父週基盤部、又化・観光部空港振興局、 庁 危機管理部		県内(出先機関事務所に	(出先機関事務所に) 各所属所要の)	本庁	機管理部		
		ては、管轄する市町)の意			土木事務所、港管理局、港管理事務所、		おいては、管轄する市町	員による、情報			
		観測点で震度4の地震を観		出	漁港管理事務所、空港管理事務所、必		の震度観測点で震度4を	収集及び連絡活	111	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁	
	事	し 気象庁が発表したとき	 した体制	先	要な危機管理局等(※1)	事	観測する地震を気象庁が		出 先	港管理事務所、空港管理事務所、必要な危	
	前配		各所属で情報		企画広報部広報課、地域外交局、文化・	前配	発表したとき	制		機管理局等(※1)	
	備体	【警戒体制】	収集及び連絡	本户	観光部観光交流局、空港振興局、交通	備	【警戒体制】	各所属で情報収		知事公室広聴広報課、地域外交局、文化・	
	制	県内(出先機関事務所にお	おい 活動を行い、事 /	基盤部、危機管理部	制	県内(出先機関事務所に	集及び連絡活動	本 庁	観光部観光交流局、空港振興局、交通基盤		
		ては、管轄する市町)の震	度態の推移に伴		上十事政正 进签四日 进签四事政正		おいては、管轄する市町	を行い、事態の		部、危機管理部	
		観測点で震度5弱の地震を	・観 い、速やかに警	出	土木事務所、港管理局、港管理事務所、 漁港管理事務所、空港管理事務所、必		の震度観測点で震度 5 弱	推移に伴い、速	111	土木事務所、港管理局、港管理事務所、漁	
		測し気象庁が発表したとき	たとき 戒活動等実施 先	先 		の地震を観測し気象庁が	やかに警戒活動	出先	港管理事務所、空港管理事務所、必要な危		
			する体制		安は厄城自任何寺(か2)		発表したとき	等実施する体制		機管理局等(※2)	
	(略)					(略)					
	(略)					(略)					
	< 県	<県対策会議図> (抄)					<県対策会議図>(抄)				
	職	職 経 <mark>地</mark> 企 員 営 <mark>域</mark> 画 局 管 外 広					地 職 経 域 員 営 外 局 管 交 長 理 局 部				
地震-93	月局	管外広				5					
	長	理 <mark>交</mark> 報 部 局 部									
		長				1	T I				
							<u>-</u>				

新旧対照表 (案) **韓岡川州はは公計画(州雲州等の券)**

,		静岡県地域防災計画(地震対策の
ページ		IB
	3 防災関係機関	
	(略)	
	(1) 指定地方行政機関	
	機関名	理すべき事務又は業務
	(略)	(略)
	農林水産省関東農政局	(略)
_	静岡地域センター	
震-94	<u>浜松地域センター</u>	
	(略)	(略)
	(2) 指定公共機関	
	機関名	処理すべき事務又は業務
	(略)	(略)
		(略)
	日本赤十字社 静岡県支部	ウ 被災者に対する <mark>義援物資</mark> の配布
		(略)
震-96	(略)	(略)
	東京電力株式会社	(mtr)
	中部電力株式会社	(略)
	(略)	(略)
	KDDI 株式会社	(mt-)
	ソフトバンクモバイル株式	(略) (<u>会社</u>
	(略)	(略)
	(3) 指定地方公共機関	
	機関名	
		略)
	(略)	
	<u>岳南鉄道株式会社</u> (I	略)
[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [(略)	
五辰 31	(略) (略)
	(略)	
	第4節 緊急輸送活動	
	災害応急対策要員、緊急物質	資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、
1震-98	車両、人員、資機材等の確保、	緊急輸送の調整などについて定める。
.,,,,	なお、 <u>東海地震</u> 発生時におけ	ける広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める <mark>「</mark> 」
j	海地震応急対策活動要領に基づ	づく静岡県広域受援計画 <u>」</u> による <u>(当該計画は、他の大規模地震発生</u>
	時においても必要に応じて準度	用する <u>)</u> 。

防災関係機関

佫)

(1) 指定地方行政機関

(=) 1 /	
機関名	処理すべき事務又は業務
(略)	(略)
農林水産省関東農政局	(略)
静岡支局	
(略)	(略)

新

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務		
(略)	(略)		
日本赤十字社	(略)		
	ウ 被災者に対する <mark>救援物資</mark> の配布		
静岡県支部	(略)		
(略)	(略)		
東京電力パワーグリッド株式会社	/ m/z \		
中部電力株式会社	(略)		
(略)	(略)		
KDDI 株式会社	(四夕)		
<u>ソフトバンク株式会社</u>	(略)		
(略)	(略)		

(3) 指定地方公共機関

機	関	名	処理すべき事務又は業務
(略)			(略)
(略)			
岳南電車	車株式会	会社	(略)
(略)			
(略)			(略)

(略)

4節 緊急輸送活動

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、 [両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、<mark>南海トラフ地震</mark>発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定 oる<u>「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u>による<u>(削除)</u>。

		静岡県地域防災計画(地震対策の		· 旧对照表(案)		
ページ		旧				
	(略)		(略)			
		緊急輸送のための燃料確保対策 	I	≪急輸送のための燃料確保対策 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
	区分	内容	区分	内容		
		・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な		・県有車両、県有船舶の燃料		
地震-99	自動車	燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。船舶	自動車、	燃料については、あらかり船舶		
	の燃料	・必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。	の燃料	・県は、緊急車両等に対する		
	/////			燃料の不足が見込まれる場		
				・給油所等の稼動状況及び燃		
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	(略)		(略)			
	第5節 広	域応援活動	第5節 広	域応援活動		
		域心返行動 甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。	***	次心仮行動 な災害に対応する県、警察、市町		
		選なの音に対応する宗、音宗、中国、日南は寺の応援出勤の似安を示す。 発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅		となめ合に対応する宗、言宗、中年 と生時には、その規模に応じて、国		
		世上時には、その焼僕に応じて、国、地方公共団体寺が建場して仏域的な応抜体制を地 するものとする。		- るものとする。		
		りるものとりる。 『海地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「東				
地震-100	_	急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による(当該計画は、他の大規模地震発生	<u> </u>			
200		<u>で対象的動奏順に基づく静岡県四域支援計画」</u> による <u>(目成計画は、他の人規模地展光生</u> ても必要に応じて準用する)。	(略)			
	(略)		(1.47)			
	2 自衛	家の支援	2 自衛隊の支援			
	(1)派遣要	請表中	(1)派遣要請 表中			
地震-102	「航空自行	<u> </u>	「航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)」			
	(2)自衛隊	との連絡の表中	(2)自衛隊との連絡 表中			
	「航空自行	<u> </u>	「航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)」			
	(略)		(略)			
	4 富士	山静岡空港の活用	4 富士山	1静岡空港の活用		
地震-104	南海卜	ラフ巨大地震等の大規模災害発生時、富士山静岡空港を第4節(緊急輸送活動)、本節(広	県は、全	全国の防災関係機関等から災害応急		
	域応援活	動)等において、以下の機能を有する大規模な広域防災拠点として活用する。	消火活動、	医療活動等を総合的かつ広域的に		
			活用する。	-		
	区分	内容	区分	内容		
		○海外等からの緊急支援物資・支援人員の受入れ	富士山	○警察災害派遣隊航空機、緊急消隊		
		○広域支援部隊等の一次集結・ベースキャンプのスペース及び施設の提供	静岡空	ターヘリ等の駐機・給油等を行う		
	富士山	○被災地域外から被災地域内への緊急支援物資の集積、分配等	港	○災害派遣医療チーム(DMAT)		
	静岡空	○医薬品、医療用機材・設備の提供等の支援、搬送用へリコプターの運用等、災害医		○広域医療搬送等を行う航空搬送排		
	港	<u>療の支援</u>		○広域物資輸送拠点の補完(航空軸		
	: ·		11	○叶 I 古体以前田 L 7 // 上土标业		
		○情報収集等災害応急対策に従事する航空機の給油·整備等		○陸上自衛隊が設置する後方支援拠		

区 分	内容
	・県有車両、県有船舶の燃料、その他県の災害応急対策を実施するため必要な
白 卦 击	燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
自動車、船舶	・県は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、
の燃料	燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
	・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
(略)	(略)

新

町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅

域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定 <u>受援計画」</u>による<u>(削除)</u>。

<u>急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・</u> こ行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を

色刀	P1
富士山	○警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドク
静岡空	ターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点
港	○災害派遣医療チーム(DMAT)の空路参集拠点
	○広域医療搬送等を行う航空搬送拠点
	○広域物資輸送拠点の補完(航空輸送拠点)
	○陸上自衛隊が設置する後方支援拠点
	○警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点

ページ									
	第6節~第7節								
	(略)								
	第8節 社会秩序を維持する活動								
地震-111	(共通対策の)巻 第3章災害応急対策計画 第 <u>17</u> 節「社会秩序維持計画」に準ずる。)							
	第9節								
	(略)								
	第10節 地域〜	の救援活動							
	日常生活に支	で障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資							
地震-114	及び燃料の確係	民、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボ							
	ランティア活動	かへの支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。							
	なお、 <u>東海地</u>	1 <u>震</u> 発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、 <u>「東海地震</u>							
	応急対策活動要	『領に基づく静岡県広域受援計画」 による。							
	(略)								
	3 燃料の確保	1 5							
	実施主体	内容							
地震-115		加重は、古町みと帰る山上に立西なID ギュロが繰り四日の細茎について、ち							
		知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あして、							
	県	っせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県 LP ガス協会に対し、その調 まにった物力な要請する							
		達につき協力を要請する。 (<mark>追加</mark>)							
	(略)	(略)							
	(略)								
	6 廃棄物(生活系)処理								
地震-118	基本	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠である							
		ことから、円滑な処理の実施を図るため、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策							
)) <u>1</u>	マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。							
	(略)								
	第11節~第13節	5							
	(略)								
	第14節 防災関	月係機関等の講ずる災害応急対策							
	(略)								
	区	分 内容							
	(略)	(略)							
lik 彦 100	電力								
地震-128	(東京電力株								
	(中部電力株:								
	(略)	(略)							

第6節~第7節

(略)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第<u>18</u>節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節

(略)

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボ ランティア活動への支援について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する対策を示す。

新

なお、<u>南海トラフ地震</u>発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、<u>別</u>に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

(略)

3 燃料の確保

実施主体	内容
	・知事は、市町から炊き出しに必要な LP ガス及び燃料器具の調達について、あ
	っせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県 LP ガス協会に対し、その
県	調達につき協力を要請する。
	・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位
	を決定した上で、政府現地対策本部等に対して、燃料の供給を要請する。
(略)	(略)

(略)

6 廃棄物(生活系)処理

甘	*	生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠である
左七	平紅	ことから、円滑な処理の実施を図るため、 <u>「静岡県災害廃棄物処理計画」及び</u> 「震
Л	亚	災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。

(略)

第11節~第13節

(略)

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

(略)

区 分	内 容
(略)	(略)
電力	
(東京電力パワーグリッド株式会社)	(略)
(中部電力株式会社)	
(略)	(略)

ページ	旧			新			
	第15節			第15節			
	(略)		(略)				
	第6章 復旧・復興対策	第6章 復旧・復興対策					
	(略)		(略)				
	第1節 防災関係機関の活動		第1節 防	坊災関係機関の活動	動		
	(略)		(略)				
	4 防災関係機関	4 防災	関係機関				
	(略)		(略)				
地震-133	(1)指定地方行政機関	(1)指	(1)指定地方行政機関				
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名 処理すべき事務又は業務				
	(略)	(略)	(略)		(略)		
	農林水産省関東農政局	(略)	農林水産	E省関東農政局	(略)		
	静岡地域センター 浜松地域センター		静岡支局	<u> </u>			
	(略)	(略)	(略)		(略)		
	(略)			(略)			
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関				
	機関名	処理すべき事務又は業務		機関名		処理すべき事務又は業務	
地震-135	(略) (略)		(略)			(略)	
	東京電力株式会社			電力パワーグリッ	ド株式会社		
	中部電力株式会社 (略)			電力株式会社		(略)	
	(略) (略)		(略)			(略)	
	(3) 指定地方公共機関			(3) 指定地方公共機関			
	機関名	処理すべき事務又は業務	1 -			処理すべき事務又は業務	
	(略) (略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				
	<u>岳南鉄道株式会社</u> (略)			<u>電車株式会社</u>	(略)		
	(略)		(略)				
	(略) (略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				
	第2節~第9節 (略)		第2節~第	9節 (略)			

第1章 総則		(八百) 利日内(無数 (旧			
### 第6		【津波対策の巻】				
# 接近 2		第1章 総則	(略)第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱(略)3 防災関係機関			
### 2 2 2 2 2 2 3 16次回解機関 (1) 指定地方行政機関 (10) 無本未得的東東政局 (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16)	事務又は業務の大綱	第1節 防災関係機関の処理				
株成 2 株田名 松瀬子へき事務又は業務 株田名 松田子へき事務又は業務 株田名 松田子の主義 株田名 松田子の主義 株田名 松田子へき事務又は業務 株田名 松田子へき事務又は業務 株田名 松田子へき事務又は業務 株田名 松田子へき事務又は業務 株田名 松田子の主義 株田名 松田子の主義 松田子の主義 松田子の主義 株田名 松田子の主義 本の主義 松田子の主義 松田子の主義 本の主義 本		(略)				
建設		3 防災関係機関				
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (18) ((1) 指定地方行政機関				
農林水産省関東農政局	べき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	津波-2	
#渡-5 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部		(略)	(略)	(略)		
#被-5 (B)		農林水産省関東農政局	(略)	農林水産省関東農政局		
(略)		静岡支局		静岡地域センター		
(2) 指定公共機関				<u>浜松地域センター</u>		
機 関 名		(略)	(略)	(略)		
機 関 名						
(略)		(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
東京電力株式会社 中部電力株式会社 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (RDI 株式会社 ソフトバンクモバイ ル株式会社 (略) (略) (RDI 株式会社 ソフトバンク株式会 社 (略) (略) (略) (他) (他) <td>処理すべき事務又は業務</td> <td>機関名</td> <td></td> <td>機関名</td> <td> 津波-5 </td>	処理すべき事務又は業務	機関名		機関名	津波-5 	
東京電力株式会社 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (成力は株式会社 (成力は株式会社 (大力・バンクま式会社 (成力は株式会社 (大力・バンク株式会社 (大力・バンク株式会社 (大力・バンク株式会社 (地) (地		(略)	(略)	(略)		
中部電力株式会社 (略) (略) (略) KDDI 株式会社 (略) ソフトバンクモバイ (略) (略)		東京電力パワーグリ		東京電力株式会社		
(略)		ッド株式会社	(略)			
KDDI 株式会社 (野) 株式会社 (Yフトバンクを式会 (略) (3) 指定地方公共機関 (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		中部電力株式会社				
ソフトバンクモバイ ル株式会社 (略) (略) (略) ((略) ((略)		(略)	(略)			
心株式会社 (略) (略) (3) 指定地方公共機関 (略) (第) 機関名 処理すべき事務又は業務 機関名 処理すべき事務又は業務 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)		KDDI 株式会社		KDDI 株式会社		
(略) (略) (3) 指定地方公共機関 (8) 機関名 処理すべき事務又は業務 (略) (略)			(略)			
(3) 指定地方公共機関 (3) 指定地方公共機関 機関名 処理すべき事務又は業務 (略) (略)						
機関名 処理すべき事務又は業務 (略) (略)			(略)	(略)		
機関名 処理すべき事務又は業務 (略) (略)						
(略) (略)		-, ₋				
(略) (略) (略) (略) (的) (的) (的) (的) (的) (的) (的) (的) (的)	処理すべき事務又は業務					
岳南鉄道株式会社 (略) (略) (略) (略)			(略)			
(略) (略)						
			(略)			
		(略)	(略) (略)			
(略)		(略)				
なら佐、 湿土の町また似ま		佐0佐 37 十万田世太31 中	第9年 温土の顧支な災害			
				第2節 過去の顕著な災害		
(略)		(PG)	(略)			

ページ	旧				
津波-7	項目 発生年月日 地震名	津 波 状 況			
	(略)(略)	(略)			
	東北地方太平 洋沖地震 時 46 分頃	御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で <u>135</u> cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で <u>74</u> cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。			
	○以上の観測結果から、大	体2m以上の津波の来襲があると、被害が発生するようである <u>。</u>			

○<u>また、</u>伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

(略)

1 第4次地震被害想定

(略)

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・ 南海トラフ沿い で発生する 地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府 (2012))
相模トラフ沿い で発生する 地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

(略

- 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)の被害想定の結果
- (1) 概説
- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。

(略)

項目地震名	発生年月日	津 波 状 況
(略)	(略)	(略)
東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	・三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 ・県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高 1 4 4 c m、沼津市内浦で 1 3 4 c m、清水 9 3 c m、南伊豆町石廊崎で 7 1 c m、舞阪 7 3 c m、焼津 8 3 c mを観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

(削除)

○伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、 遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、 下田と御前崎付近では特に高くなるようである

第3節 予想される災害

(略)

1 第4次地震被害想定

(略)

区分	レベル1の地震・津波	レベル 2 の地震・津波
駿河トラフ・ 南海トラフ沿い で発生する 地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 <u>宝永型地震</u> <u>安政東海型地震</u> <u>5 地震総合モデル</u>	南海トラフ巨大地震 (内閣府 (2012))
相模トラフ沿い で発生する 地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

略)

- 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果
- (1) 概説
- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

(略)

ページ	旧				
	第2章 平常時対策	第2章 平常時対策			
	第1節~第3節	第1節~第3節			
	(略)	(略)			
	第4節 津波災害予防対策の推進	第4節 津波災害予防対策の推進			
		(略)			
	1 避難誘導体制の確保	1 避難誘導体制の確保			
	(略)	(略)			
	1-2 平常時に実施する災害予防措置	1-2 平常時に実施する災害予防措置			
	(1)避難誘導体制整備	(1)避難誘導体制整備			
	(略)	(略)			
津波-25	<u>(追加)</u>		<u> 戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに</u>		
			た具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。		
	(2)要避難地区における予防措置	(2)要避難地区における予防措置			
	(略)	(略)			
	2 津波に強いまちづくり	2 津波に強いまちづくり			
	○県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、		実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、		
津波-26	地域の実情を踏まえつつ、津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、で		地域づくりに関する法律(以下「津波防災地域づくり法」		
	きるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。		るの指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ		
		短時間で避難が可能となるようなま	ちづくりを目指す。		
	○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波特別				
	警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。	○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、 <u>津波防災</u> 地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定につい			
		て、検討を行い、必要な措置を講ず	るものとする。		
	()台 +n	(略)			
	<u>(追加(移設))</u> 		成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、		
			津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点		
			を促進する。		
			<u>する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応</u> の支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。		
			戒区域の指定があった場合 <u>】</u> 野地は欧ツ乳両に其べた。決地災害敵武区は五び火勢区は		
			町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域		
			準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある る情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難数		
			る情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路		
			難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒 する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの		
		<u> </u>	した印刷物 (ハザードマップ) の配布その他の必要な措置 のとする		
		(本語するも)	<u> </u>		

適切な避難行動の周 知徹底 県民への伝達手段の 多重化・多様化 津波災害警戒区域の 指定があったときの 実施事項	・県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。 ・津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。 【市町地域防災計画に定める事項】 (1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げるままでは、大きないるようによります。
県民への伝達手段の 多重化・多様化 津波災害警戒区域の 指定があったときの	に、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。 ・津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。 【市町地域防災計画に定める事項】 (1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
多重化・多様化 津波災害警戒区域の 指定があったときの	・津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。 【市町地域防災計画に定める事項】 (1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
多重化・多様化 津波災害警戒区域の 指定があったときの	線や、緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。 【市町地域防災計画に定める事項】 (1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
津波災害警戒区域の 指定があったときの	【市町地域防災計画に定める事項】 (1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
指定があったときの	(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
	項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げ
<u>実施事項</u>	
	フェスト・リーウリフリットリフ
	<u>る事項について定めるものとする。</u>
	①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達
	並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
	②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する
	<u>事項</u>
	③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に
	<u>係る避難訓練の実施に関する事項</u>
	④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他
	の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当
	該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確
	保する必要があると認められるもの(以下「避難促進施設」という
	がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
	⑤ ①~④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的
	<u>害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u>
	(2) 市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を
	定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速
	避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に
	する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
	(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定過
	難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、
	地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施
	の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報
	予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとす
	<u>る。</u>
	 (4) 市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理
	<u>すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したとき</u>
	は、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施
	設に関する事項として定めるものとする。

ページ	旧					
		津波災害特別警戒区 域の指定があったと きの実施事項	 【避難促進施設における避難確保計画の策定】 ・避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 ・市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為(要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限するものとする。 ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為(要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設)を制限するものとする。 			
3 津波避難施設等の(略)	整備	用する社会福祉施設、学校及び医療施設)を規制するものとする。 3 津波避難施設等の整備 (略) □ □				
津波-27 区 夕	· 内 容	分	<u></u> 内 容			
(略) 津波避難計画・ハザドマップ等の整備進 進 適切な避難行動の知徹底 安全な避難空間の保 県民への伝達手段多重化・多様化	正応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 □ 県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき 「行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的に実施する。 □ レベル 2 の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。	(削除(移設)) 安全な避難空間の確	(略) (削除(移設)) (削除(移設)) レベル 2 の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。 (削除(移設))			

ページ		旧							
	第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画						
	(略)		(昭各)						
	第1節 防災関係機関の活動	d)	第1節 防災関係機関の活動	動					
津波-30	表中「企画広報部広報課」		表中「 <u>知事公室広聴広報</u> 課						
	<県対策会議図>(抄)		<県対策会議図>(抄)						
津波-31	経血		地経						
	経 企		地域外交局長						
			文 理						
			長 職						
	負 域 局 外								
	局 外 長 交 局		局長						
	長								
	3 防災関係機関		3 防災関係機関						
	(1) 指定地方行政機関		(1)指定地方行政機関						
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務					
	(略)	(略)	(略)	(略)					
津波-32	農林水産省関東農政局	(略)	農林水産省関東農政局	(略)					
11 122 9 =	静岡地域センター		静岡支局						
	<u>浜松地域センター</u>								
	(略)		(略)	(略)					
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関						
	機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務					
津波-34	(略)	(略)	(略)	(略)					
	東京電力株式会社		東京電力パワーグリ						
	中部電力株式会社	(略)	ッド株式会社	(略)					
			中部電力株式会社						
	(略)	(略)	(略)	(略)					
	KDDI 株式会社		KDDI 株式会社						
	<u>ソフトバンクモバイ</u>	(略)	ソフトバンク株式会	(略)					
	ル株式会社		<u>社</u>						
	(略)	(略)	(略)	(略)					

ページ					 旧	11 1 12/11			(津波对東0	127	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	文 (条)						
	(3) 指定地方公共機関					(3) 指定地方公共機関												
	機関名処理すべき事務又は業務				機関名				処理す	でき事	務又は業務							
	(略)		(🖪	佫)						(略)		(略))					
	(略)									(略)								
セ波−35	岳南鉄道	株式会社	(🗎	佫)						岳南電車村	朱式会社	(略))					
	(略)									(略)								
	(略)		(🖪	格)						(略)		(略))					
	(略)									(略)								
	第2節 情報	活動								 第2節 情報活	壬動							
	(略)	10 29								(略)	1 291							
	(2)津波予報	区								(2)津波予報[2]	₹							
	(略)									(略)								
				静岡	県が属する	津波予報	区						静岡県が	属する津波	皮予報区			
			震	央が北海	道、本州、日	四国、九	震央が北	海道、本	州、四国、九州									
津波−37			州及び南西諸島の沿岸からおお 及び南西諸島の沿岸からおお			日本	 日本付近で発生する地震による 海外で発生する地震による津源											
	津波予報								-トル以遠にあ	津波予報	· 区 域		の予報を担		-	うる。		
	区				よる津波の ⁻	予報を担	1	よる津沢	皮の予報を担当	区								
	** 57 12	+6 52		する官署		F- 7-	する官署			*** 571 12	+4 157				- 1. 1. x			
	静岡県					静岡県	静岡	県		気象庁本片	「または」	大阪管区気象	<u>2台</u>					
				沙岸市	 ち 町 一 覧 表	(治自力の)						沙岸	市町一覧表	(亚成98年	E4日1日	時 占)		
		1		10/+1	月17 見衣	<u>(E/II)</u>	_		避難対象地			10 /-	[1] 克孜	(+)3,20-	L-1/1 1 H	#1 \text{\tin}\text{\tint{\tint{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\text{\text{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\text{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\text{\text{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\tint{\tint{\text{\tin{\tin		津波避難
波-41	地域危機	沿岸	<u>.</u>	市	町 一	覧	表	沿岸市	区指定済み									
	管理局			町の市町			局 <u>等</u>	沿岸	•	市町	<u> </u>	表 表			済みの市			
	<i>†</i> □ 11:	下田	東伊豆	河津	南伊豆													町
	賀茂	市	町	町	町	松崎町	西伊豆町	6	1	賀茂	・下田	・東伊豆甲	打 ・河津町	南伊豆町	<u>·</u> 松崎	• 西伊豆町	G	5
	東部	・沼津	熱海	伊東市	・富士市	母宣古		5	2	貝以	市	* 米伊 豆。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	用伊豆門	町	<u>-</u> M7 5.0	0	<u>5</u>
		市	市		田工川	D 37 113			<u> 2</u>	東部	・沼津	熱海市	伊東市	・富士市	伊豆市		5	2
	中部	• 静岡	• 焼津市	牧之原	・吉田町			4	3		市							_
		市		市			than M. Inha			中部	・静岡	・焼津市	<u>·</u> 牧之原	・吉田町			4	4
	西部	浜松	•磐田市	掛川市	• 袋井市	•湖西市	• 御前崎	6	<u>5</u>		市		市		₩1 ==			
	-1	市					市	0.1		西部	浜松市	•磐田市	<u>•</u> 掛川市	・袋井市	・湖西市	・御前崎市	6	<u>6</u>
	計							21	11	⇒ 1.	1113				111		0.1	17
		営市町は、								計							21	<u>17</u>
	2 · 印を付	した市町に	ま、第4次	て地震被害?	想定に基づ	く 避難対	界地区を指	定してあ	<u>) </u>			海面監視を		ショ甘 ベノ **	*	江南ナ 歩 戸コ	アルマ	+ -
	(追加)									2 ・印を付し	ンに用則に	よ、 男4次5	也長攸吉恕正	に基づく	沙姓舞		くいる	<mark>)</mark> 山山

ページ		
11-5		第 3 節~第 5 節
	第 3 節 ~ 第 5 節	
	(略)	(略)
	第 6 節 広域応援活動	第5節 広域応援活動
	広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。	広域激甚な災害に対応する県、警察、市町、自衛隊等の応援活動の概要を示す。
津波-47	なお、 <u>東海地震</u> 発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める <u>「東</u>	なお、 <mark>南海トラフ地震</mark> 発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定
	海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による(当該計画は、他の大規模地震発生	める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による(削除)。
	時においても必要に応じて準用する)。	
	(略)	(略)
	2 自衛隊の支援	2 自衛隊の支援
	(略)	(略)
	(1)派遣要請 表中	(1)派遣要請 表中
	「航空自衛隊浜松基地第一航空団司令」	「航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)」
津波-49		
	「浜松基地第1航空団」	「第1航空団(浜松基地)」
	「航空自衛隊浜松基地第1航空団司令」	「航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)」
	(3)受入れ体制・撤収要請・経費区分	(3)受入れ体制・撤収要請・経費区分
	「航空自衛隊浜松基地第1航空団司令」	「航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)」
	(略)	(略)
		(MI)
	第7節~第8節	第7節~第8節
	(略)	(略)

旧

ページ

	第1章 総則		第1章 総則					
	(略)		(略)					
	第1節		第1節					
	(略)		(略)					
	笠 9 竺 又相	と カ ズ 巛 字	第 9 年 又相	見される災害と地域				
		される災害と地域	第 2 則 1 / ② 1 風水害	さされる火舌と地域 (大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大台の大				
团业生。	1 風水害	再河川江 龙)冲孔内沙龙子市统汉上加上河川汉北边之之中不在岭边沿统汉小人之人		ナボスコル 河川東黒と光はマルマンには水本により日地仏と宣言が変化しており、洪-				
風水害-3		要河川は、ダム建設や治水工事等により大河川における水害の危険は次第に少なくなった。	1	主要河川は、 <u>河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪ス</u> ※実の変生リスクが高さ、でいる				
		被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。		災害の発生リスクが高まっている。 ヌ押よりない事物によっておこれよのでもり、次はの間がの光星によりがしい似定する。				
		災害は <u>あくまで</u> 予期されない事態によって起こるものであり、 <u>大河川にあっても災害発</u>		予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想				
		<u>をもっており、</u> 流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。	される。					
a	(略)	V+ 1A 0 10 V=	74.14.4					
風水害-4	流域名	流域の状況	流域名	流域の状況				
		・狩野川放水路の開通や中流部の改修により流下能力は増大しているが、流域内の		・流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造とな				
	狩野川流	<u>降雨量によっては、依然水害発生の危険性がある。</u>	狩野川流	<u>っており狩野川台風を契機に対策が進められた。</u>				
	域	・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成 10 年、14 年、16 年、17	域	・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成 10 年、14 年、16 年、17				
	(一級河	年、19年に発生している。	(一級河					
		・ <u>また、</u> 狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤によ	JII)	・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫				
		る氾濫のおそれがある。		のおそれがある。				
		・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で 16,600m³/s と非		・富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で 16,600m³/s と非				
	富士川流	常に大きな流量となっている。	富士川流	常に大きな流量となっている。				
	域	・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇	域	・駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇				
	(一級河	所等がある。	(一級河	所等がある。				
	JI])	・また、沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流	JII)	・沼川周辺の低平地では、地形的要因による排水不良と流域の開発による流出増な				
		出増などにより、浸水被害が頻発している。		どにより、浸水被害が頻発している。				
		・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良 <u>である</u> とともに、		・巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいと				
		近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発		ともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が				
	巴川流域	生している。	巴川流域	頻繁に発生している。				
	(二級河	·(追加)_	(二級河	・平成15年、16年、26年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生してい				
	JII)	・このため、昭和53年より総合治水対策事業を導入し、流域一体で治水安全度の	JII)	<u>5.</u>				
		向上を図り、平成 16 年度に時間雨量 58 ㎜に対応する整備が完了したが、氾濫し		・中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大				
		た場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とは言えない。		きさに比して安全度は未だに十分 <u>ではない</u> 。				
		・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、 <mark>しかも</mark> ほぼ直線的に駿河湾に注いでい		・安倍川は県下でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。ま				
	安倍川流	る。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れ <u>を始め、多数の</u> 崩壊地から <u>の土</u> 砂流出が	安倍川流	た、流域の地質は脆弱で大谷崩れ <u>など</u> 崩壊地 <u>等</u> から <u>膨大な</u> 砂流出が <u>発生する急流</u>				
	域	著しく、河床の不安定な河川である。従って河岸の決壊等の災害もしばしば発生	域	<u>土砂河川である</u> 。				
	(一級河	<u>している</u> 。	(一級河	・河口部で合流する支川の丸子川沿川 <u>の</u> 下川原地区など <u>の</u> 低平地で <u>は</u> 内水氾濫によ				
	JII)	・近年は中下流部の河床が上昇し、対策として堤防の強化及び河床掘削が進められ	JII)					
		<u>ている。また、</u> 河口部で合流する支川の丸子川沿川 <u>では、</u> 下川原地区など低平地						

	旧		
	で内水氾濫による被害が発生している。		
瀬戸川流域 (二級河川)	<u>れつつある</u> 。	瀬戸川流域 (二級河川)	・ <u>静岡市のベットタウンとして発展し、平野部を中心に都市化が進行しており、新東名高速道路の供用開始などにより、更なる発展が予想されている</u> 。 ・低平地を流れ内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、瀬戸川への放水路が整備されて安全性が向上したが、窪地内水等による浸水被害が発生している。
大井川流 域 (一級河 川) 菊川流域 (一級河	がけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 ・大井川は長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足、砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。 ・(追加) ・ <u>菊川は</u> 中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水	大井川流域 (一級河川) 菊川流域 (一級河川)	・大井川流域は本邦屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 ・長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭さく部の流下能力不足砂州の固定化などによって水害が発生するおそれがある。 ・度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川でその改修に合わせて河床維持対策として床止工が多く設置されている。 ・昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、甚大な被害を被った・中・下流部に低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害な発生する恐れがある。 ・(削除)
太田川流域(二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・また、下流低平地部の各支川は勾配が緩く、水位が上昇しやすいため、磐田市南	太田川流域(二級河川)	・太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いため、堤防が決壊すれば七夕豪雨のような甚大な被害が発生する。 ・たびたび、河岸の決壊や内水氾濫を繰り返しており、特に、昭和49年の七夕後水では87戸の家屋が全壊流出した。 ・下流部の河道掘削、太田川ダムの完成、流域でのポンプや貯留施設の整備進捗などにより治水安全度は向上しつつあるが、引続き計画的な整備が必要である。
天竜川流 域 (一級河 川)	 ・天竜川は県下の最大河川で、下流部の堤防は概成しているが、洪水調節機能が十分に確保されていないこと、河道内樹木による洪水流下の阻害や土砂堆積による河積不足の区間があり、氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分とはいえない。 ・上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水、低地の浸水が考えられ注意を要する。 	天竜川流 域 (一級河 川)	により <u>溢水や低地の浸水のおそれがある</u> 。
都田川流 域 (二級河 川)	下流部では安全度が向上した。	都田川流域(二級河川)	・都田川は浜名湖 <u>に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有る</u> <u>る二級河川である</u> 。 <u>・昭和 49 年の七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。</u> ・支川の井伊谷川では、地形的狭 <u>さく</u> 部の上流に位置する浜松市 <u>北区</u> 引佐町において溢水による浸水被害が発生している。

	静尚県地域防災計画(風水害対策の	の巻) 新旧対照表(案)
ページ	旧	
風水害-5	 3 土石流・地すべり・がけ崩れ ○ 県内で砂防指定地が1,642箇所、地すべり防止区域が185箇所、急傾斜地崩壊危険区域が1,209箇所及び土砂災害警戒区域11,626箇所(いずれも平成26年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料の巻Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9参照) 	
	第 2 章 災害予防計画 (略)	第 2 章 災害予防計画 (略)
	第1節 河川災害予防計画 (略)	第1節 河川災害予防計画 (略)
風水害-7	 1 本県河川の特徴 ○ 本県は、南アルプスや富士山が背後にあることから急流河川が多く、また、南部の台地は地質が極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。 (略) ○ 以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。 	極めて脆弱であるため、ここから流出する小河川は土砂を多く運搬する。それらが堆積することで、周辺地盤より河床の高いいわゆる天井川となり、堤防背後地の排水を困難にしているだけでなく、ひとたび破堤・溢水の事態が生じれば極めて広範囲にわたる災害の危険性がある。 (略) ○ 以上が本県河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を
	 2 河川の治水対策 ○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9 km、要整備延長は1,886.7kmである。(平成2 6年4月1日現在) これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。 	2 河川の治水対策 ○ 本県の一、二級河川は533河川、流路延長2,861.9km、要整備延長は1,886.3kmである。(平成28 年4月1日現在)これに対し、県は、社会資本整備重点計画に基づき整備を促進する。
	3 浸水想定区域の指定と周知 (1) 県、国土交通省 (1) 県、国土交通省は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位(特別警戒水位)を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。	3 浸水想定区域の指定と <u>通知</u> (削除) ○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川 <u>として指定した河川について</u> 、想定し得る最大規模の降雨により河川が <u>氾濫</u> した場合に浸水が想定される区域を <u>洪水</u> 浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、 <u>浸水継続期間等</u> を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

	静岡県地域防災計画(風水害対策)	の巻) 新旧対照表(案)
ページ	旧	
	(追加)	○県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等と して指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できな くなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を 雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深,浸水継続時 間等を順次公表するとともに、県知事にあっては関係市町の長に通知するものとする。
		4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項 (削除)
	○ 市町は浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。	○市町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(高潮浸水想定区域については第2節3を参照)(以下、総称して「浸水想定区域」という。)の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
	○ 市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	 ○市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。 ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等(大規模な向上その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
	○ 浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。	○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項との他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
風水害-8	第2節 海岸保全災害防除計画 (略) (追加)	第2節 海岸保全災害防除計画 (略) 3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等 ○県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法に基づく高潮特別警戒水位を定
		める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、 浸水継続時間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

ページ	IB	
	I II	○高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。
		○ 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難
		勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、
		潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的
		に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令で
		きるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものと
		<u>する。</u>
	第 3 節 (略)	第 3 節 (略)
	第4節 道路・橋りょう災害防除計画	第4節 道路・橋りょう災害防除計画
	県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施	
	するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合	するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、 <u>事前通行規制の実施など</u> 災害の未然防止に努め、
	は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。	また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。
	(略)	(略)
	第 5 節 土砂災害防除計画	第 5 節 土砂災害防除計画
	1 本県の土砂災害対策	1 本県の土砂災害対策
風水害-9	○ 本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布	
	しており、土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)危険箇所が15,193箇所存在している。	しており、土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)危険箇所が18,581箇所存在している。

ページ			旧	次的火川 <u>固(海</u> /八)		_ / ///	四州派公(未)			
	5 土砂災害警	戒情報及び土砂災害緊急情報の	提供と活用		5	土砂災害警	警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と消費	舌用		
	区分	内		容		区分	内	容		
	(略) ・市町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。 (追加) 土砂災害 警戒情報 の提供と 活用 ・市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報(気				土砂災害報の提供と活用	された場合、直ちに避難勧告等を発令する 等の発令基準を設定するものとする。 難勧告等の発令単位として事前に設定し、 対情報を補足する情報(土砂災害警戒判定メ た発令単位と危険度の高まっている領域が 力な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令 ものとする。 しる最新のリアルタイムの防災気象情報(気				
		象情報、気象注意報・警報・ メッシュ情報(気象庁ホーム ホームページ)等)の確認・	ページ)、土砂災					「報、雨量に関する情報、土砂災害警戒判定」)、土砂災害警戒情報補足情報システム(県 ご努める。		
	(略)	(略)				(略)	(略)	-		
風水害-18	第 3 章 災害応急対策計画 (略) 第 1 節 県災害対策本部 (略) 「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄)				第	 第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 県災害対策本部 (略) 「静岡県災害対策本部 本部員会議」(抄) 教 知 地 経 政 常 				
	教育長					数 数 事戦				

ページ	Iβ	
,	第2節~第3節	第 2 節 ~ 第 3 節
	(略)	(略)
	第4節 水防組織	 第 4 節 水防組織
	(略)	(略)
風水害-19	水防本部長(知 事) 水 防 長 (交通基盤部長) 副 水 防 長 (交通基盤部理事) 本 部 付 (管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、空港、都市、農地、森林各局長) その他の職員 (管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、空港班、都市班、農地班、森林班)	水防本部長(知 事) 水 防 長 (交通基盤部長) 副 水 防 長 (交通基盤部理事) 本 部 付 (管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、都市、農地各局長) その他の職員 (管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、都市班、農地班)
	第 5 節	第 5 節
	(略)	(略)
	第6節 水防に関する予警報	第6節 水防に関する予警報
	(略)	(略)
	3 水防警報	3 水防警報
国水生 00	(略)	(略)
風水害-22	るか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。	て適宜発令する。
	(略)	
	4 <u>はん濫危険水位</u> (特別警戒水位)の水位到達情報	4 <u>氾濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)の水位到達情報
	 ○洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は<u>はん濫危険水位</u>(特別警戒水位)という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。 ○はん濫危険水位(特別警戒水位)とは、<u>はん濫注意水位</u>(警戒水位)を超える水位であって洪水に 	○洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は <u>氾濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。 ○ <u>氾濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)とは、 <u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)を超える水位であって洪水に
	○ <u>はん濫危険水位</u> (特別警戒水位)の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。	○ <u>氾濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。
	【国土交通大臣が行う <u>はん濫危険水位</u> (特別警戒水位)の水位到達情報】 (略)	【国土交通大臣が行う <u>氾濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)の水位到達情報】 (略)
風水害-23	【静岡県知事が行う <u>はん濫危険水位</u> (特別警戒水位)の水位到達情報】 (略)	【静岡県知事が行う <u>氾濫濫危険水位</u> (<u>洪水</u> 特別警戒水位)の水位到達情報】 (略)

日 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5団待機水位(通報水位)、 <u>氾濫注意水位</u> (警
 風水害-25 ○各水防区長は、水位が資料の巻Ⅱ(6-3)に掲げる水防団待機水位(通報水位)、はん濫注意水位(警戒水位)に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものする。 (略) (追加) 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報 ○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の生産である。 	5団待機水位(通報水位)、 <u>氾濫注意水位</u> (警
戒水位)に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものする。 (略) (追加) (追加) (追加) (直加) (成形) (連加) (内閣) (直加) (内閣) (内閣) (内閣) (内閣) (内閣) (内閣) (内閣) (内閣	7回717双小型(迪邦小型)、 <u>化值住总小型</u> (普)
ると共に、関係のある水防管理者等に通報するものする。 ると共に、関係のある水防管理者等に通報するものする。 (略) (略) (追加) 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報 ○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の生まれがあるものとして指定したものにおいて	アウムス通知面短によりませれが目に却生む
(略) (略) (追加) 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報 ○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の生まれがあるものとして指定したものにおいて生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて	
(追加) 6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報 ○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて	ວຸ.
○ 県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の 生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて	
生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて	
に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに	
管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要	要に応じ報連機関の協力を求めて、一般に周
知するものとする。	
7 高潮特別警戒水位の水位到達情報	
○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その	
状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量な	<u>水標管埋者に通知し、必要に応じ報直機関の</u>
協力を求めて、一般に周知するものとする。	
<u>8</u> 情報連絡体制	
6 情報連絡体制	
(略) 第 7 節 通信連絡系統 (21) (21) (21) (22) (22) (23) (23) (23) (23) (23) (23	
第7節 通信連絡系統 (略)	
(略) 2 水位通報系統図(抄)	
2 水位通報系統図(抄) (県土木防災課)H <u>28</u> . 4. 1	
風水害-28 (県土木防災課) H <u>27</u> . 4. 1	
沼津水防区	
沼津水防区 - <u>金山橋</u> - 大場橋 - 梅名橋 ~	
- 大正橋 - 大場橋 - 梅名橋 ~	
~ 今沢橋)~ 青木橋	
袋井水防区	
袋井水防区 ~ 金城橋 ~ 沖之川 ~ 蟹田川下	
~ 金城橋 ~ 沖之川 ~ 蟹田川	

ページ				ADJUCTI EN	以以八百八八		27 7/2/11	口的無致(朱)				
	第8節 県の非		第	8節 県の非	常配備体制							
	県水防本部別	及び水防区の配備体制は、次のとおり) である。		県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。							
	区分	配 備 基 準	配備	内 容			区分	配備基準	配	備	内	容
	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(断	各)		
虱水害-29		<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達						<u>氾濫注意水位</u> (警戒水位)に達し				
		し又はその恐れがある場合で、						又はその恐れがある場合で、具				
	 第1次非常	具体的な水防活動を必要とする	水防本部を設置	置し、主として情	報の収集及び連		第1次非常	体的な水防活動を必要とするに	水质	方本部を	設置し、	主として情報の収集及び選
	配備体制	「 に至るまで、時間的余裕がある	絡に当たり、	事態の推移によっ	って直ちに招集、		配備体制	至るまで、時間的余裕があると	糸	各に当た	り、事態の)推移によって直ちに招集
	日口川平川	と認められるとき	その他の活動	動ができる体制				認められるとき	7	その他の	舌動ができ	きる体制
		避難判断水位を超過する恐れが						避難判断水位を超過する恐れが				
		あるとき					あるとき					
	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(附	各)		
	区別/方法	説明	警鐘信号			1 -	略) 区別/方法	説明		警鐘信号	<u>=</u>	
		前 明	擎 締信号	敬盛信見				説 明		警 締信	<u>-</u>	
	第一信号	<u>はん濫注意水位</u> (警戒水位)に達し	(略) (略)		(略)	第一信号		<u> P濫注意水位</u> (警戒水位)に達した		(略)		(略)
		たことを知らせるもの						ことを知らせるもの				(54)
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		(略)
	(略)					(略)					

空白

ページ		旧		T
	I 伊豆東部火山群の火	山災害対策計画]
	(略)			
	第1章 総則			<u> </u>
	 第 1 節 想定			<u> </u>
	$1 \sim 3$ (略)			
火山-9	(4:追加)			
7 1, 1				
				<u> </u>
				<u>表</u>
				-
	4 発表される噴火警報	・噴火予報等		
	(略)			
火山-12	(2)噴火警報・噴火子	報等と噴火警戒レベル		
	気象庁火山監視・ <mark>情報</mark>	センターから発表される噴火警報・噴火予幸	服及びその中で発表される噴	رد
	火警戒レベルは、次のと:	おりである。		
	伊豆東部火山群では、	噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうると	という特殊性があり、噴火が	=
	 予想されたときに大きな	賃石やベースサージに対して「警戒が必要な	:範囲」(この範囲に入ると生	1 6
	 命に危険が及ぶ。) が付近	この居住地域まで及ぶと予想されている。この	のため、「警戒が必要な範囲」	力力
	が居住地域にまで及ばない	ハことを表す噴火警戒レベル2~3が発表さ	れることなく、「警戒が必要	1
	な範囲」が居住地域まで	及ぶことを表す噴火警戒レベル4(避難準備	前)以上の噴火警報が発表さ	1
	れる。			4 t
	あわせて、海域に火口の	出現が予想される場合には、その周辺の海域	域に火山現象に関する海上警	幸
	報 (※1) が発表される。			Ŧ
	(図略)			
火山-13	(3)その他の火山現象	aに関する <mark>警報、</mark> 予報		
	(略)			
	(4)火山現象に関する	情報等		
	情報の種類	内容	発表時期	
	火山の状況に関する	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況	必要に応じて定期的また	
	解説情報	や警戒事項を取りまとめたもの	は臨時に発表	
	()拉 扣()			
	(追加)			

I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画

(略)

第1章 総則

第1節 想定

 $1 \sim 3$ (略)

4 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避 難体制を特に整備すべき地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおりである。

新

<u>火山</u>	<u>県</u>	<u>市町</u>
伊豆東部火山群	静岡県	伊東市、伊豆市

5 発表される噴火警報・噴火予報等

(略)

(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル

気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。

伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。)が付近の居住地域まで及ぶと予想されている。このため、「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ばないことを表す噴火警戒レベル2~3が発表されることなく、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶことを表す噴火警戒レベル4(避難準備)以上の噴火警報が発表される。

あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報(※1)が発表される。

(図略)

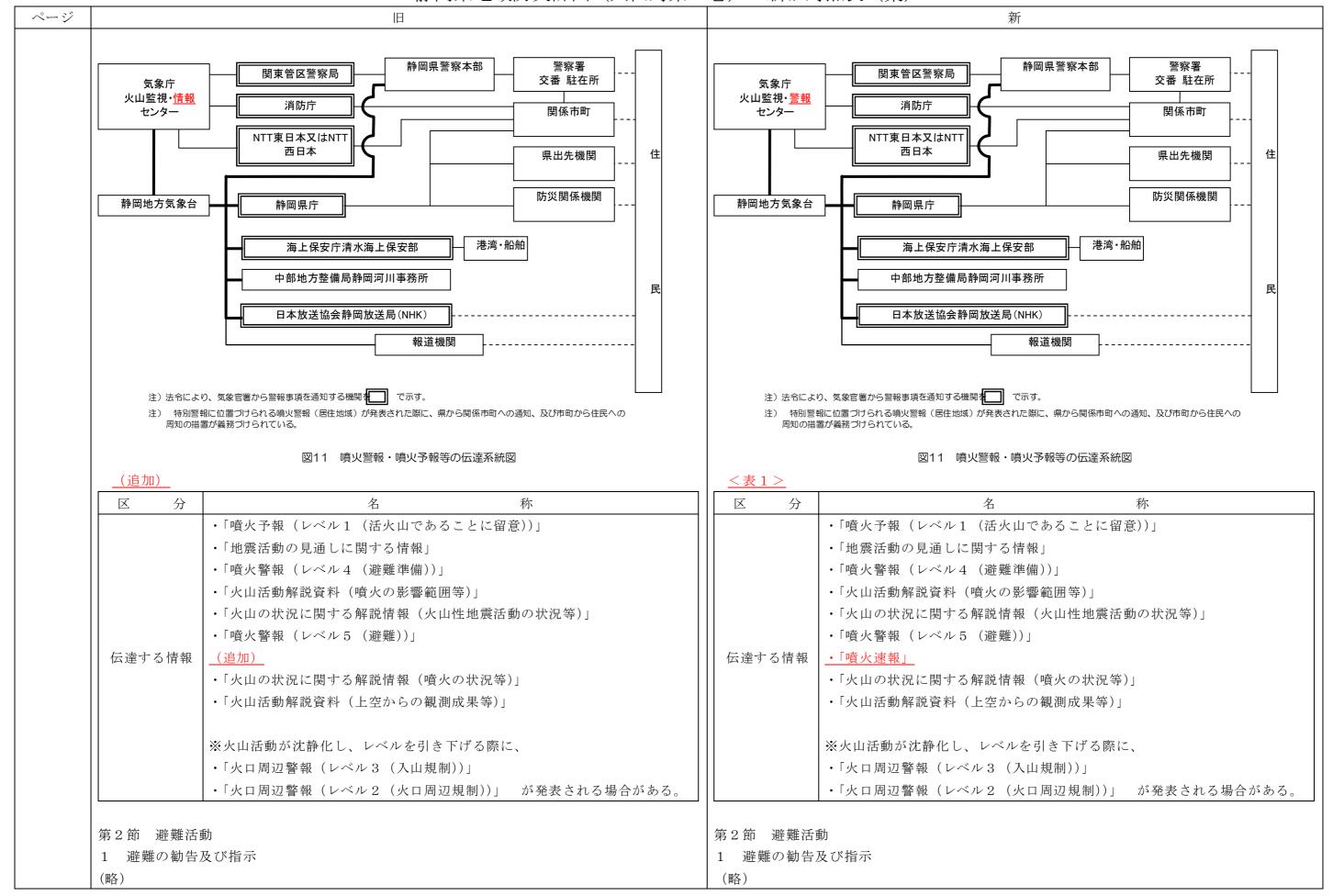
(3) その他の火山現象に関する予報

(略)

(4) 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する	火山性地震や微動の回数、噴火等の状	必要に応じて定期的また
解説情報	況や警戒事項を取りまとめたもの	は臨時に発表
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に知らせるもの	噴火が発生した場合に直
	<u>(初めて噴火した場合や継続的に噴火し</u>	ちに発表(常時観測火山が
	ている火山でそれまでの規模を上回る規	<u>対象)</u>
	模の噴火を確認した場合に発表)_	

ページ		旧		1	炒口口 /1 /// //	新				
· \- y	噴火に関する火山観	·	晴水が発生 た担合に声	 	噴火に関する火山観	. ,	噴火が発生した場合に直			
	測報	高度等を知らせるもの	ちに発表		関数に関する外面観 測報	煙高度等を知らせるもの	ちに発表			
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況 や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	定期的または必要に応じ て臨時に発表		火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況 や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	定期的または必要に応じ て臨時に発表			
	週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事 項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表		週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事 項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表			
	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒 事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表		月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒 事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表			
	第2章 災害予防計画	(平常時対策)		第:2	2章 災害予防計画	(平常時対策)				
	第1節 (略)			第(日						
	第2節 異常現象発見	D通報			ヮ/ 2節 異常現象発見 <i>0</i>	D通報				
	(図中)賀茂 <u>危機管理</u> 周	ਜ਼ੋ		([(1中)賀茂 <u>振興</u> 局					
火山-16	(略)			(日	等)					
	第3節			第:	3 節					
	(略)			()	务)					
	第3章 災害応急対策言	十画		第:	3章 災害応急対策記	十画				
	第1節 噴火警報・噴り	と予報の伝達		第	節 噴火警報・噴火	と 予報の 伝達				
	気象庁火山監視・ <mark>情報</mark>	センターから富士山に噴火警報・噴火予報	B等が発表された場合、以下	5	気象庁火山監視・ <u>警報</u> センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下					
火山-21	のとおり伝達する。また	と、その内容は <u><第1章第2節1 噴火警報</u>	・噴火予報(噴火警戒レベ	<u>:</u> のと	おり伝達する。また	た、その内容は <u><表1></u> のとおりである。				
	<u>ル)></u> のとおりである。			7,	よお、情報伝達に当た	こっては、避難行動要支援者への的確な情	「報提供に配慮する。 「報提供に配慮する。			
	なお、情報伝達に当た	とっては、避難行動要支援者への的確な情報	最提供に配慮する。							
	I									



ページ				旧	<u> </u>				
	nds (#bb - D -	I							
	関火警戒レベル 及び	市長の避難対応 住民に対して 一時滞在者に対して 一時滞在者に対して							
	火山活動の状況		住民に	_ 一時滞任有に対して (観光客等)					
火山-22	「レル1(活と地しいであるで、通りであるで、通りの見報」が東京で、通りが東京で、通りが東京で、通りが東京で、東京では、市長が東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、		芯できるよう	(レベル4 (避難準備)で直ちに 対応できるよう防災担当者準備、 自主避難への対応等)					
	「レベル4 (避難 準備)」が発表さ れたとき		難所の開設	を発表する。 なを準備する。) <mark>加)</mark>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。				
	「レベル 5 (避 難)」が発表され たとき		也域への立	1入を規制するため、特	Fに必要があると認めるとき				
	「レベル5 (避 難)」が発表し、 第 後に噴火(避 たがル4(避 準備)」又は「レベル5 (避難)」 が発表されたと	五 英 世難勧告又は指示を継続する。							
	「レベル4(避難 準備)」又は「シーム 準備)」とは が表し、選難がにいる 発し、が 光し、選挙がいる は、 は、 が発表し、 が発表 たと 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難す							
	「レベル3(入山 規制)」又は「レ ベル2(火口周辺 規制)」に切り替 えられたとき	立入規制地域へ	の立入禁止及	び立入自粛の呼び掛けを実施	する。				
	(略)								
	第3節 県の体制								
	1 事前配備体制								
	(略)								
	配備体制	配備の基準		 配 備	課等				
火山-24	(情報収集体制)		本一部、	・観光部観光交流局、修	課 专 建康福祉部管理局、交通基盤 品調査課、教育委員会 <mark>教育総</mark>				
<u>Д</u> 24	(略)	(略)	健康	福祉センター(熱海、『	東部、賀茂に限る。)、土木事 る。)、 <mark>地域</mark> 危機管理局等(東				

部、賀茂に限る。)

噴火警戒レベル		市長の避難対応					
及び	住民に対		一時滞在者に対して				
火山活動の状況		(避難行動要支援者)	(観光客等)				
「レベルるで、 」にであり、 の見報」が東がきまた。 といれるで、 の見報」が東がまれ、 市ると での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を での記述を のでの記述を での記述を のでのこのに のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設を準備する。) (レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防 災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4 (避難準備) で直ちに 対応できるよう防災担当者準備、 自主避難への対応等)				
「レベル4(避難 準備)」が発表さ れたとき	避難準備情報を発表する。(避難所の開設を 準備する。)	<u>避難行動要支援者の</u> <u>避難を行う。</u>	避難対象地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。				
「レベル 5 (避 難)」が発表され たとき	避難勧告又は指示を行 (避難対象地域への立 は、警戒区域の設定を行	入を規制するため、特	に必要があると認めるとき				
「レベル5 (避 難)」が発表とし を後べル4(避 準備)」又は 準備)」(避難)」 が発表されたと き	避難勧告又は指示を継続	売する。					
「レベル4(避 準備)」にル で発し、 で発し、 で発し、 で発し、 で発し、 で発し、 では、 で発し、 では、 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 では、 でいる。 でい。 でいる。	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する						
「レベル3(入山 規制)」又は「レ ベル2(火口周辺 規制)」に切り替 えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。						

新

(略)

第3節 県の体制

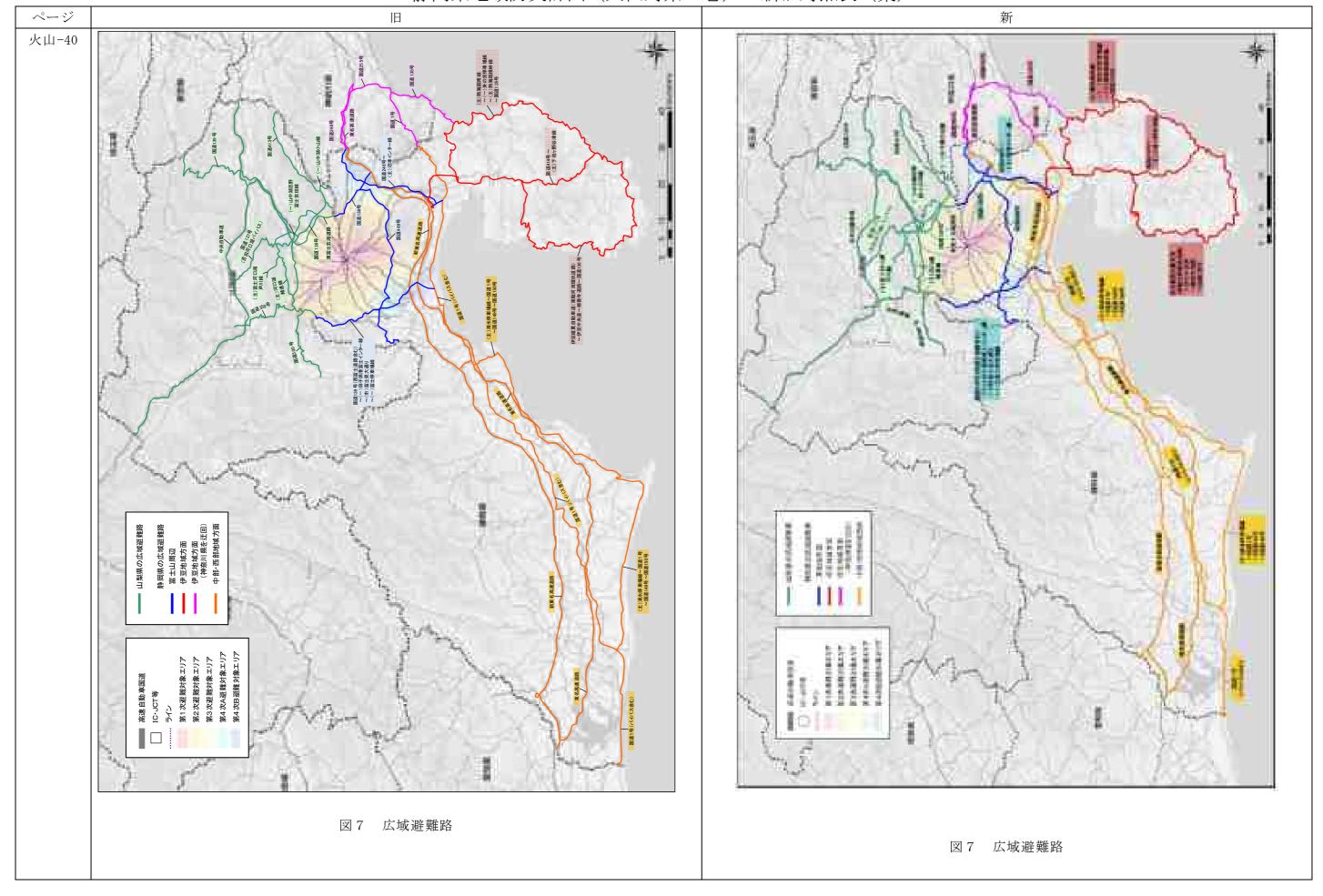
1 事前配備体制

(略)

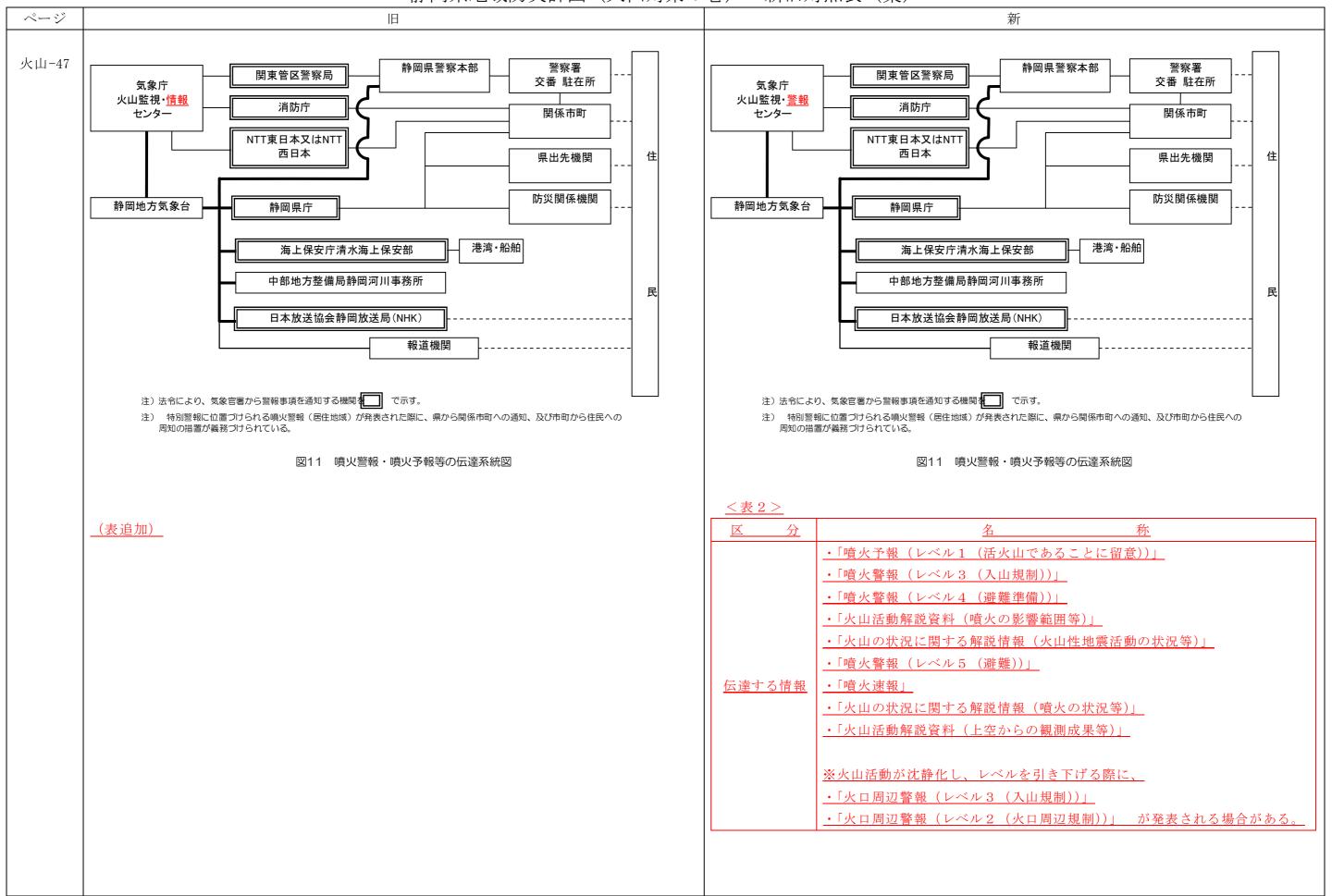
(哈)			
配備体制	配備の基準		配 備 課 等
【情報収集体制】	(略)	本庁	文化·観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤 部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u> 調査課、教育委員会 <u>健</u> <u>康体育課</u>
(略)	(#1)	出先	健康福祉センター (熱海、東部、賀茂に限る。)、土木事 務所 (熱海、沼津、下田に限る。)、危機管理局等 (東部、 賀茂に限る。)

ページ				旧					新		
	【警戒体制】	(略)	本庁	<u>企画広報部広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課		艾体制 】	(略)	本庁	<u>知事公室広聴広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u> 調査課、教育委員会健康体育課		
	(略)	(84)	先	健康福祉センター (熱海、東部、賀茂に限る。)、土木事務所 (熱海、沼津、下田に限る。)、 <mark>地域</mark> 危機管理局等 (東部、賀茂に限る。)	(略)		(847)	先	健康福祉センター (熱海、東部、賀茂に限る。)、土木事 務所 (熱海、沼津、下田に限る。)、危機管理局等 (東部、 賀茂に限る。)		
	【災害対策本部 等設置準備体制】	(略)	本庁	企画広報部広報課、地域外交局、文化·観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課		【災害対策本部 等設置準備体制】			(略)	本庁	<u>知事公室広聴広報課</u> 、地域外交局、文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局 <u>政策</u> 調査課、教育委員会 <u>健康体育課</u>
	(略)		出 先	健康福祉センター (熱海、東部、賀茂に限る。)、土木事務所 (熱海、沼津、下田に限る。)、危機管理局等 (東部、賀茂に限る。)		各)		出 先 ———————————————————————————————————	健康福祉センター (熱海、東部、賀茂に限る。)、土木事 務所 (熱海、沼津、下田に限る。)、危機管理局等 (東部、 賀茂に限る。)		
	(略)	(dd) [w] 4.3			(略)	旧丛体入学	# 				
July 00	図 13 県対策会議構				図 13 地	県対策会議権					
火山-26	地域外交局長	教育委員会			地域外交局長	(略)	兼教育総務課長				
	第4節~第7節				第4節	~第7節					
	(略)				(略)	/// /					
	第4章 災害復旧計(略)	· 画			第4章(略)	災害復旧言	十画				
	Ⅱ 富士山の火山防	災計画			Ⅱ 富:	土山の火山隊	方災計画				
المالية المالية	第1章 総則				第1章	総則					
火山-31	(追加)								山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門		
									士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。 火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3		
									バログラー 成地域の相足がありたことがら、平成 20 平 3 がく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」		
					を設置						
				「 <u>士山火山防災対策</u> 協議会 <u>(以下、「協議会」という。)</u> が			, , ,		協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年		
				(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)に	-				う。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づ		
	より実施する。関係く。	機関は、広場	以迸點	計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討してお	さ、め	らかじめ必勢	安保的炎対抗	いど傾記	けしてやく。		
	第1節 想定				第1節	想定					
	(略)				(略)						

ページ		旧	火山凹 (八山刈水)		N 黑衣	新				
	1 相党人口签图	IH								
	1 想定火口範囲			1 想定火口範囲						
	(略)	# 1 7 0 /7.0\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		(略)						
	2 予想される火山現象	象とその危険性			る火山現象	ない たんぱん はいま				
	(略)			(略)						
火山-32	(3:追加)			3 火山災害						
						置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避 を地域(水山災害整式地域) しして投票された地域は、次のしたりです				
				<u> </u>	登伽りへる	生地域(火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおりであ				
				火山	<u>県</u>	市町				
				富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町				
				<u> </u>	HT IEI NI	二四中、田工中、田工中、阿及勿中、四四中、天水中、77日中				
				学り 然	亡が 改ます	る火山活動の状況に応じた噴火警報等				
	第2節 気象庁が発表	する火山活動の状況に応じた噴火警報等				2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
	1 噴火警報・噴火予	報(噴火警戒レベル)			・順火丁剤	段(噴火警戒レベル)				
	(略)			(略)	[[== [#]					
火山-34	2 その他の火山現象は	に関する警報、予報		2 その他の	火川現象に	- 男 9 る 才 報				
	(略)			(略)						
	3 火山現象に関する	情報等		3 火山現象に関する情報等						
	情報の種類	内容	発表時期	情報の種火山の状況に		内容 発表時期 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や 必要に応じて定期的また				
	火山の状況に関する	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や	必要に応じて定期的ま	火田の状況に 解説情報		火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や 警戒事項を取りまとめたもの は臨時に発表				
		警戒事項を取りまとめたもの	たは臨時に発表	噴火速報		噴火の発生事実を迅速に知らせるもの(初 噴火が発生した場合に直				
	(追加)				1 -	めて噴火した場合や継続的に噴火しているちに発表(常時観測火山				
						火山でそれまでの規模を上回る規模の噴火 が対象) を確認した場合に発表)				
				(略)		<u>を推診した場合に光衣)</u> (略) (略)				
	(略)	(略)	(略)	(, ,						
				 第3節 避難	計画					
	第3節 避難計画					E範囲と避難対象エリア				
	1 火山現象の影響想に	定範囲と避難対象エリア		(略)	72 E 101/L					
	(略)			2 段階的な	辟難					
	2 段階的な避難									
	(略)			(略) 3 広域避難者の受入れに係る基本事項						
	3 広域避難者の受入	れに係る基本事項			日の文八和	いに体の医や手供				
	(略)			(略)						
	4 広域避難路の指定			4 広域避難	かり 指正					
	(略)			(略)						
	(図修正)									



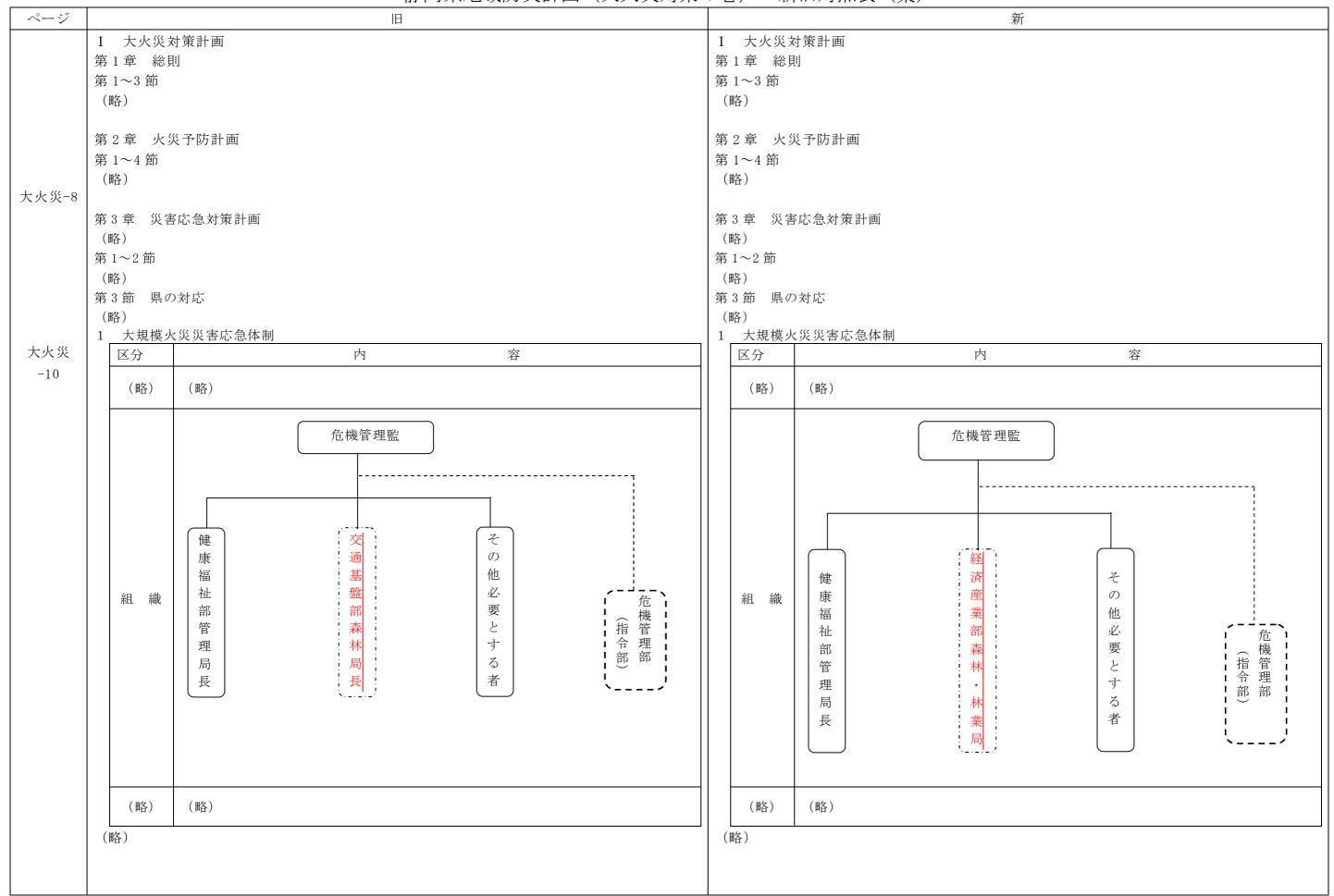
ページ		li li	新						
	第2章 災	害予防計画 (平常時対策)	第2章 災	害予防計画(平常時対策)					
火山-41		市町、公共機関、専門家等と連携して <u>「富士山火山防災対策協議会」を設置し</u> 、		、市町、公共機関、専門家等と連携して、 <mark>協議会において、</mark> 富士山の噴火時等の避					
		火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。		常時からの共同検討体制を構築する。					
	第1節 関	係する機関と実施すべき事項(平常時)	第1節 関	係する機関と実施すべき事項 (平常時)					
	実施主体	内容	実施主体	内容					
	(略)	(略)	(略)	(略)					
	県	(略)	県	(略)					
		・施設へのヘルメット等の整備		・施設へのヘルメット等の整備					
火山-42		(追加)		・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討					
		・噴火時等の広域医療救護体制の構築		・噴火時等の広域医療救護体制の構築					
		(略)		(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)					
	第2節~第	4 節	第2節~第	· 4 節					
	(略)		(略)						
火山-47	第1節 噴 気象庁火 のとおり伝 <u>ル)></u> のと	害応急対策計画 火警報・噴火予報の伝達 山監視・情報・立クーから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下達する。また、その内容は <u><第1章第2節1 噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベ</u> おりである。 報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。	第1節 噴 気象庁火 のとおり伝	害応急対策計画 火警報・噴火予報の伝達 山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下達する。また、その内容は<表2>のとおりである。 報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。					



ページ	l l	新
	第2節 避難勧告等	第2節 避難勧告等
	(略)	(略)
	4 住民等の避難	4 住民等の避難
	(略)	(略)
	(追加)	<u>5 救出救助</u>
火山-49		(1) 人命の救出救助
		地震対策の巻 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、県は救出活動の総合調整を行
		$\frac{\hat{\mathcal{O}}_{\circ}}{\hat{\mathcal{O}}_{\circ}}$
		(2)避難未実施者等の救助
		市町は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者
		が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を
		照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その
		<u>結果を県に報告する。</u>
		県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者 に関する体報な集約する
		<u>に関する情報を集約する。</u> なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先
		<u>することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を</u>
		防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全
		確保に努める。
	<u>5</u> 一時帰宅の実施	<u>6</u> 一時帰宅の実施
	(略)	(略)
	第3節 県の体制	第3節 県の体制
	1 配備体制	1 配備体制
	(略)	(略)
L	I	

ページ		旧				Ä	斩	
火山-50	配備体制	配備内容	配備部局等		配備体制	配備内容		配備部局等
	【情報収集体制】 ・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」で、協議会が「噴火警戒レベル1(活火山であ	各所属所本	文化・観光部観光交流局、健康福祉 部管理局、交通基盤部、危機管理部、 議会事務局調査課、教育委員会 <u>教育</u> 総務課、学校教育課 健康福祉センター(東部、御殿場、 富士に限る。)、土木事務所(沼津、		【情報収集体制】 協議会が譲歩収集体 制を取ったとき又は	各所属所要の 人員による、情 報収集及び連	本庁	文化・観光部観光交流局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会健康体育課
	事 ることに留意(情報収集体制)) 事 をとったとき ・「火口周辺警報(レベル2(火口配 配 周辺規制))」(引き下げ時)	による、情報収集及び連絡活		事前配	危機情報課長若しく は危機対策課長が必 要と認めるとき	総活動を主と した体制	出先	健康福祉センター(東部、御殿場、富士 に限る。)、土木事務所(沼津、富士、熱 海に限る。)、田子の浦港管理事務所、東 部危機管理局
	####################################	した体制 先	売 富士、熱海に限る。)、田子の浦港管理事務所、東部危機管理局		【警戒態勢】 危機情報課長若しく	各所属で情報 収集及び連絡 活動を行い、事	<u>本</u> <u>庁</u>	知事公室広聴広報課、地域外交局、文化· 観光部観光交流局、健康福祉部管理局、 交通基盤部、危機管理部、議会事務局調 查課、教育委員会健康体育課
	(追加)				は危機対策課長が必要 と認めるとき	態の推移に伴い、警戒活動等実施する体制	世康福祉センター(東部、御殿場、富士 に限る.)、土木事務所(沼津、富士、熱 海に限る。)、田子の浦港管理事務所、東 部危機管理局	
	・「火口周辺警報 (レベル3 (入 有 と	もに、所要の指 庁 に基づく災害	企画広報部広報課、地域外交局、 文化・観光部観光交流局、健康福 祉部管理局、交通基盤部、危機管 理部、議会事務局調査課、教育委 員会教育総務課、学校教育課	ク (ブ ベル	警戒本部設置体制】 と口周辺警報(レベル3 、山規制))、噴火警報(レ と4(避難準備)、噴火警 (レベル5(避難))、噴	るとともに、所 要の指示に基	本庁	知事公室広聴広報課、地域外交局、文化・ 観光部観光交流局、健康福祉部管理局、 交通基盤部、危機管理部、議会事務局調 査課、教育委員会健康体育課、その他危 機管理監が必要と認める者
	・「噴火警報 (レベル 5 (避難))」 ・危機情報課長若しくは危機対策 策ス	1 #	健康福祉センター(東部、御殿場、 富士に限る.)、土木事務所(沼津、 富士、熱海に限る。)、田子の浦港 管理事務所、東部危機管理局	<u>火退</u> <u>は</u> 危	を報が発表されたとき又 立機情報課長若しくは危 け策課長が必要と認める	対策を実施し、直ちに災害対	出先	健康福祉センター(東部、御殿場、富士 に限る.)、土木事務所(沼津、富士、熱 海に限る。)、田子の浦港管理事務所、東 部危機管理局
火山-51	13			(略) 図 13 地域外交局長 (略)	県対策会議構成図 (略) 理事兼教育総務課長			

ページ	旧	(大) (大) (大)	新
第 4 節 ~ 第 10 節		第 4 節 ~ 第 10 節	
(略)		(略)	



				静岡県地域防災計画(大火災対策	の巻)	新旧対照表((条)				
ページ				旧				新			
大火災	<県対	策会議図>(抄)			<県対	策会議図>(抄)					
-11	地域外交局長略	引 長祉	(追加)		地域外交局長略)	管健 健康福祉部 長部	(略)				
	第4章(略)	災害復旧計画			第4章 災害復旧計画 (略)						
大火災 -16	第1~2 (第3) (第3) (第) (第) (第) (第) (第)	予想される災害と に石油コンビナート等 巻、焼津港、大井川港	等特別防災区域ル き、御前崎港等の	こ指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子)周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等 な配慮が必要である。							
	県内	危険物施設			県内	具内危険物施設					
		区分	県計			区分	県計				
		製造所	219			製造所	<u>216</u>				
		屋内 貯蔵所	<u>2, 499</u>			屋内 貯蔵所	<u>2, 474</u>				
		屋外タンク ″	<u>2, 642</u>			屋外タンク "	<u>2, 582</u>				
		屋内タンク "	<u>550</u>			屋内タンク "	<u>532</u>				
	貯蔵	地下タンク "	<u>2, 320</u>		貯蔵	地下タンク ″	<u>2, 266</u>				
	蔵所	簡易タンク "	<u>50</u>		所	簡易タンク ॥	<u>49</u>				
		移動タンク "	<u>1, 799</u>			移動タンク "	<u>1, 770</u>				
		屋 外 "	427			屋 外 "	418				
		小 計	10, 287			小計	10, 091				
		給油 取扱所	2, 243			給油 取扱所	2, 201				
	取	第1種販売 "	<u>37</u> 5		取	第1種販売 "	<u>36</u>				
	扱所	第1種販売 " 移 送 "	10		扱所	第 1 種販売 " 移 送 "	5 10				
		一 般 "	2, 287			一 般 "	2, 244				
		小 計	4, 582			小 計	4, 496				
		合 計	15, 088			<u></u> 合 計	14, 803				
		事業者数	6, 883			事業 <mark>所</mark> 数	6, 736				
			•		1						

ジ						旧									新				
	県内火薬類類	製造施設								県内火薬	類製造施	設							
	市町名	事業所名		製造する火薬類					市町名	事業				製造す	る火薬類	須			
	(略)	(略)			((略)				(略)	(略)			(略)				
	藤枝市	(株)臼井	<u> </u>	宿工場	<u>打</u>	上煙火				(削除)	<u>(削陽</u>	<u> </u>			(削除)				
	(略)	(略)				(略)			(略)	(略) (略)			(略)						
く災	直口 ガス能	训告重要示	(笋 1 種)								ffeel Sel - La S	le man (fate)							
		製造事業所 冷 凍	(第1種) 液化石油				一 般	高戶	E ガ ス		<i>γ</i> Δ	美所 (第] 凍 液化				<u> </u>	般 高	圧ガ	ス
	高圧ガス集 区 分	冷 庙			酸素			高原	E ガ ス その他	高圧ガ	分冷	<u>美所(第 1</u> 凍 液化 モニア ガス	i油	酸素	水素	— ; ?>t=?	般 高塩素	圧ガ	ス その他
	区分下田市	冷 凍 アンモニア	液化石油	1	酸素 1						分次	凍 液化	i油	酸素	水素			圧ガ	
火災 ·17	区 分 下田 i 伊 東 i	冷 凍 アンモニア 市	液化石油 ガス LPG	1	酸素					区	分 アン 市	凍 液化	i油 .PG	酸素 1 1 <u>1</u> 1	水素			圧ガ	
	区 分 下 田 ī 伊 東 ī 熱 海 ī	冷 凍 アンモニア 方 方	液化石油 ガス LPG	1 1	酸素 1 1					区 下 E	分 ^冷	凍 液化	i油 .PG	酸素 1 1 1 1 1 1	水素			圧ガ	
	区分下田市伊東市熱高市	冷 凍 アンモニア 市 市 市	液化石油 ガス LPG 3 <u>4</u>	1 1 1	酸素 1 1 1 1			臣素	その他	区 下 F 伊 F	分 方 方 市 : 市	凍 液化	i油 .PG 3 <u>3</u>	酸素 1 1 1 1 1 1 1 1	水素			圧ガ	
	区 分 下 田 ī 伊 東 ī 熱 海 ī	冷 凍 アンモニア 方 方 方 方	液化石油 ガス LPG 3 <u>4</u>	1 1 1 2	酸素 1 1 1 1					区 下 E 伊 J	分	凍 液化	i油 .PG 3 <u>3</u>	酸素 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1	水素		塩素	圧 ガ	その他

D 714 111		_						1
熱 海 市		3	1	1				
三島市		4	1	1				
沼津市		12	2	1				天然ガス1
裾 野 市		<u>5</u>	4	1	1			天然ガス1、メタン1
御殿場市		12	<u>3</u>	<u>2</u>				天然ガス1
富士市		<u>12</u>	15	7	2	2	1	天然ガス3
富士宮市	1	<u>8</u>	<u>7</u>	2				天然ガス <u>5</u>
静岡市	<u>6</u>	<u>26</u>	23	11	1		1	エタン 1、エチレン 1、塩化水素 1、 天然ガス 5、^キサフルオロプロピレ ン 1、ジメチルエタン 1
焼 津 市	9	11	4	1				天然ガス3
藤枝市		5						
島田市		9	3					天然ガス 3
掛川市		16	<u>6</u>	2	2			天然ガス 2
袋井市	2	9	6			1		ブタン 1、天然ガス 1、ペンタン 1、 塩化ビニリデン 1、三塩化窒素 1
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8
浜 松 市		28	26	14	2	2		アセチレン 2、天然ガス 4、プロパン 1、6 フッ化イオウ 1
湖西市		<u>7</u>	<u>1</u>	1				
伊豆市		1						
御前崎市		2	1					トリメチルアミン 1
伊豆の国 市		6						
菊 川 市		3						
牧之原市		7	1					天然ガス1
賀茂郡		4						
田方郡		2						
駿 東 郡		10	<u>3</u>	1				天然ガス2
榛原郡		5	3	2				天然ガス1
周智郡								

区分	冷凍	液化石油				_	般 高	圧ガス
	アンモニア	ガス LPG		酸素	水素	アンモニア	塩素	その他
下田市		3	1	1				
伊東市		<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>				
熱海市		3	1	1				
三島市		4	1	1				
沼津市	<u>1</u>	12	2	1				天然ガス1
裾 野 市		<u>4</u>	4	1	1			天然ガス1、メタン1
御殿場市		12	<u>4</u>	<u>3</u>				天然ガス1
富士市		<u>13</u>	15	7	2	2	1	天然ガス3
富士宮市	1	<u>6</u>	<u>8</u>	2				天然ガス <u>6</u>
静岡市	<u>9</u>	<u>25</u>	23	11	1		1	エタン 1、エチレン 1、塩化水素 1、 天然ガス 5、^キサフルオロプロピレ ン 1、ジメチルエタン 1
焼 津 市	<u>11</u>	11	4	1				天然ガス3
藤枝市		5						
島田市	<u>3</u>	9	3					天然ガス3
掛川市		16	<u>7</u>	2	2			天然ガス 2、 <u>トリメチルアミン 1</u>
袋井市	2	9	6			1		ブタン 1、天然ガス 1、ペンタン 1、 塩化ビニリデン 1、三塩化窒素1
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8
浜 松 市		28	26	14	2	2		アセチレン 2、天然ガス 4、プロパン 1、6フッ化イオウ1
湖西市		<u>6</u>	<u>2</u>	1	<u>1</u>			
伊豆市		1						
御前崎市		2	1					トリメチルアミン 1
伊豆の国 市		6						
菊川市		3						
牧之原市		7	1					天然ガス1
賀茂郡		4						
田方郡		2						
駿東郡		10	<u>4</u>	<u>2</u>				天然ガス 2
榛 原 郡		5	3	2				天然ガス1
周智郡								
計	<u>28</u>	<u>219</u>	<u>131</u>	<u>53</u>	<u>11</u>	6	2	<u>59</u>

ページ		<u> </u>							
7,-5									
	(略)	(略)							
	第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画							
	第1節 ガス災害予防計画	第1節 ガス災害予防計画							
		(略)							
大火災	区分	区分							
-20	(略) (略)	(略) (略)							
-20	<u>ライフライン</u>	<u>ライフライン</u> 県が開催する <u>ライフライン防災連絡会</u> 等を通じ、事故防止措置や災害対応に							
	連絡協議会に る県とガス関係事業者との連携を強化する。 よる連携強化	防災連絡会に かけて周りガス関係事業者しの連携な強ルナス							
		よる連携強化 おりる原とガス関係事業有との連携を強化する。							
	第 2 節 ~ 第 3 節								
	(略)	第2節~第3節							
		(略)							
	第3章 災害応急対策計画								
	第 3 草 - 火音心心刈泉計画 第 1 節~第 2 節	第3章 災害応急対策計画							
		第1節~第2節							
		(略)							
	 第3節 県の対応								
	(略)	第3節 県の対応							
		(野)							
	2 災害対策本部 (略)	2 災害対策本部							
		(略)							
	(2)対策会議	(2) 対策会議							
大火災	<県対策会議図> (抄)	<県対策会議図>中 							
-25	地 <u>企</u> 域 <u>画</u> 外 <u>広</u>	地 域 外 交 局 長							
20	外 <mark>広</mark>								
		交							
	交 <mark>報</mark>								
	第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画							
	(略)	(略)							

ページ		旧	<u> </u>		的 無致(朱)	· 新			
	I 道路事故対策計画			I 道路事故対策計	画				
	第1章 総則			第1章 総則					
大事故-5	第 1~2 節 (略)			第 1~2 節 (略)					
八爭以 0	第3節 予想される事故と地域			第3節 予想される	事故と地域				
	1 県内の道路状況		(平成27年4月1日現在)	1 県内の道路状況	ı		(平成 27年4月1日現在)		
	道路の種類	路線数	実延長 (km)	道路の種類	類	路線数	実延長 (km)		
	高速自動車国道	<u>2</u>	351.8	高速自動車	国道	<u>3</u>	351.8		
	一般国道	18	<u>1, 258. 7</u>	一般国道	Ĺ	18	<u>1, 230. 1</u>		
	県 道	307	<u>3, 229. 1</u>	県 道	Ī	307	<u>3, 264. 4</u>		
	市町道	<u>108, 023</u>	<u>32, 083. 3</u>	市町道		<u>108, 259</u>	<u>32, 131. 7</u>		
	合 計	<u>108, 350</u>	<u>36, 922. 9</u>	□ 合計	-	<u>108, 584</u>	<u>36, 626. 2</u>		
大事故-13	(略) 2 防災関係機関	頁を処理する。 容 <u>処理</u> に関する調整		第 2 章 災害予防計 (略) 第 3 章 災害応急対 (略) 第 2 節 応急体制 (略) (3) 現地災害対策本 現地災害対策本部 区	策計画 本部 は、次の事項を 内 (略)	<u>処理する。</u> 容 <u>で</u> に関する調整			
	(略) 実施主体 内			(略) 実施主体	内	容			
	(略) (略)	· H		(略)	(略)	47			
	(略)			(" (")	(略)				
	市町 ウ遺体	の <mark>処理</mark>		市町	(噌) ウ 遺体の <mark>推</mark>	片 置			
	(略)	<u></u>		litel	(略)	<u> 1 보</u>			
	(略) (略)			(略)	(略)				
	第3節			第3節	*\/				
	(略)			(略)					
	第4章 災害復旧計画 (略)			第4章 災害復旧計画 (略)					

静岡県地域防災計画(大規模事故対策の巻) 新旧対照表 (案)

ページ		R *プ合/ - 利田内!!!! (未) 新
,		Ⅱ 船舶事故計画
	第1章 総則	第1章 総則
	(略)	(略)
	第2章 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画
	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
	(略)	(略)
	第 1 節	第 1 節
	(略)	(略)
	第2節 応急対策	第 2 節 応急対策
	1 応急対策の流れ	7
	表中「 <u>日本赤十字社県支部</u> 」	
大事故-22	(略)	农中「 <u>日华が上于任静岡栄文部</u> 」
	\MT /	<県対策会議図〉
	<県対策会議図>(抄)	
大事故-24		知 経 政 事 営 策 直 管 企 轉 理 画 組 部 部
7 7 190 - 1	A	
		組
	(略)	(略)
	Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画	Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画
	第1章 総則	第1章 総則
	(略)	(略)
	第2章 災害予防計画	
		第2章 災害予防計画 (略)
	(略)	
	第3章 災害応急対策計画	 第 3 章 災害応急対策計画
	(略)	(略)
	第 1 節	第 1 節
	(略)	(略)
	第2節 応急対策	
	第2即 心ぶ刈水 (略)	(略)
		2 県の体制
	2 県の体制(略)	(略)
	< 県対策会議図> 	< 県対策会議図〉 「
大事故-37		
		<mark>組</mark> 部 <mark>部</mark> 織

静岡県地域防災計画(大規模事故対策の巻) 新旧対照表(案)

ページ			旧	新							
	(略)			((略)						
	第4章 災害復日 (略)	日計画		1	4章 災害復旧略)	計画					
	IV 鉄道事故対策	兼計画		IV	鉄道事故対策	計画					
	第1章 総則			第 1 章 総則 第 1 節 (略)							
	第1節 (略)										
	(噌 <i>)</i> 第 2 節 予想され	1る事故と地域			・哈) 52節 予想され	る事故と地域					
		及び発生要因(国土交通省鉄	道事故等報告規則)	1		び発生要因(国土交通省鉄道事故等報告規則)					
	事故の形態	内 容	発生要因		事故の形態	内 容	_(削除)_				
			・信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・速度超過でカーブに進入し転覆脱線		列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故					
	列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		列車脱線事故	列車が脱線した事故	(削除)_				
		列車火災事故			列車火災事故	列車に火災が生じた事故					
	踏切 <u>傷害</u> 事故	踏切道において列車 <u>また</u> <u>は</u> 車両が <u>通行人や通行</u> 車 両 <u>などと</u> 衝突 <u>・</u> 接触した もの			踏切 <u>障害</u> 事故	踏切道において列車 <u>又は</u> 車両が <u>道路を通行する人又は</u> 車両 <u>等</u> と衝突 <u>し、又は</u> 接触した <u>事故</u>	(削除)_				
	(追加)	(追加)	_(追加)		<u>道路障害事故</u>	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通 行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故					
	鉄道人身事故	列車又は車両の運転によ り人が死傷したもの	・プラットホームにおいて進入する列車に乗客が 接触・プラットホームから線路に乗客が転落して列車 と衝突	- 1 - 1	鉄道人身 <u>障害</u> 事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(上 記5種類の事故に伴うものを除く)	(削除)_				
	鉄道物損事故	列車又は車両の運転によ り 500 万円以上の物損 <u>が</u> 生じた <u>もの</u>			鉄道物損事故	列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損 <u>を</u> 生じた <u>事故(上記6種類の事故に伴うものを除く)</u>	(削除)				
	2 静岡県内の鉄道事業者及び運航路線 表中「 <u>岳南鉄道</u> 」					2 静岡県内の鉄道事業者及び運航路線 表中「 <mark>岳南電車</mark> 」					
	第2章 災害予防(略)			(2章 災害予防 略)						
	第 3 章 災害応急 (略) 第 1 等 情報連			(3章 災害応急 略) 1節 情報連絡						
	第1節 情報連絡	単一 の 登 畑		第1節 情報連絡体制の整備 							

静岡県地域防災計画 (大規模事故対策の巻) 新旧対照表 (案)

ページ	一		RVJ台) 利口刈忠衣(余) 新	
. ,	(略)	IH	(略)	וימ
	第2節 応急対策		(¹⁶	
	第2日			
			1 県の体制 (略)	
	< 県対策会議図> (抄)		(略) <県対策会議図>(抄)	
大事故-50	(知 経 政 事 営 策 直 管 企 轄 理 画 組 部 部	
	部	部 ·		部 ·
	2 関係機関等 2 関係機関等			
	実施主体 (略)	内容 (略)	実施主体	内容
	関係団体	日本赤十字社静岡県支部	(略)	
大事故-51		ロ本が十十年間 画泉文部 ア 医療及び遺体 <u>処理</u> に関すること	関係団体	日本赤十字社静岡県支部
		イ 血液製剤の確保及び供給のための措置		ア 医療及び遺体 <u>措置</u> に関すること
		1 皿似装用の作体及の供給のための指直		イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
	V 航空機事故対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達 (略)		V 航空機事故対策計画 第1章 総則 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 防災体制の整備	
			(略)	
大事故-58		域において航空機事故が発生した場合	Ⅱ Ⅰ以外の地域において航空機事故が発生した場合	
	図中「所管 <u>地域危機管理局</u> 」		図中「所管 <mark>危機管理局等</mark> 」	
	(略) 第 2 節 応急対策			
	弗 2 即 心 志 X 東 (略)		第 2 節 応急対策 (略)	
大事故-60	and the state of t		2 県の体制	
7 1 194 00	<県対策会議図>中 「 <u>企画広報部</u> 地域外交局長」		< 県対策会議図>中 「地域外交局長」	
			1	

頁		旧	新				
目次	目 次		目次				
	第1章~第5章(略)		第1章~第5章(略)				
	図表		図 表				
	別図 (3-2-1) ~別表 (3-	8-3) (略)	別図 (3-2-1) ~別表 (3-8-3) (略)				
	別表 (3-8-4) 三次被ばく医	療機関	別表(3-8-4) 高度被ばく医療支援センター				
	(新規)		別表 (3-8-5) 原子力災害医療	・総合支援センター			
	別表 (4-2-1) ~別表 (5-	7-1)(略)	別表 (4-2-1) ~別表 (5-7	- 1) (略)			
	第1章 総 則		第1章 総 則				
	第1節~第3節(略)		第1節~第3節(略)				
原子力-2	第4節 計画の作成又は修正に際し	,	第4節 計画の作成又は修正に際し				
		しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委		ては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委			
		指針」(<u>平成 27 年 4 月 22 日全部改正</u>)を遵守するものとする。	<u></u>				
	第5節~第7節(略)		第5節~第7節(略)				
	第8節 防災関係機関の事務又は業	美務の大綱 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱				
	(本文略)		(本文略)				
	1・2 (略)	I. W. BB AA	1 • 2 (略)				
原子力-8			3 指定公共機関及び指定地方公共機関等				
	機関名	所 掌 事 務	機関名	所 掌 事 務			
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	株式会社NTTドコモ東海支社		株式会社NTTドコモ東海支社				
	KDDI 株式会社	通信の確保	KDDI株式会社	通信の確保			
	ソフトバンクモバイル株式会社		ソフトバンク株式会社				
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(41)		(84)	· · · ·			
		1 県が行う緊急被ばく医療措置及び避難退域時検査に対		1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に			
	(公社)静岡県放射線技師会	する協力	(公社)静岡県放射線技師会	対する協力			
	(略) (略)			2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力			
			(略)	(略)			
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 <u>被ばく医療にかかわる</u> 医療チームの派遣		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療に係る医療チームの派遣				

頁		IB		新				
原子力-9	4 消 防 機 関			4 消 防 機 関				
	機関名	所 掌 事	務	機関名	所 掌 事	務		
	御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 志太広域事務組合志太消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難 2 <u>緊急被ばく</u> 医療措置に対する 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力		御前崎市消防本部				
	5 静 岡 県	1						
	所 掌	事務		所 掌	事 務			
	1 原子力防災に関する知識の普及及	び防災訓練の実施		1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施 2 通信連絡設備等の整備				
	2 通信連絡設備等の整備							
	3 緊急時モニタリング設備等の整備	İ		3 緊急時モニタリング設備等の整				
	4 緊急被ばく医療設備等の整備			4 原子力災害医療設備等の整備				
	5 防災対策資機材の整備			5 防災対策資機材の整備				
	6 防災対策資料の整備			6 防災対策資料の整備				
	7 原子力事業者からの報告の徴収及	び立入検査		7 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査				
	8 緊急事態応急対策拠点施設の整備	i及び維持		8 緊急事態応急対策拠点施設の整備及び維持				
	9 災害状況の把握及び伝達		9 災害状況の把握及び伝達					
	10 県原子力災害警戒本部の設置			10 県原子力災害警戒本部の設置				
	11 県原子力災害対策本部の設置			11 県原子力災害対策本部の設置				
	12 原子力災害合同対策協議会等への	職員派遣		12 原子力災害合同対策協議会等へ	の職員派遣			
	13 緊急時モニタリングの実施			13 緊急時モニタリングの実施				
	14 避難の支援			14 避難の支援				
	15 避難退域時検査場所の開設、避難	退域時検査及び除染の実施		15 避難退域時検査場所の開設、避	難退域時検査及び除染の実施			
	16 緊急被ばく医療措置			16 原子力災害医療措置				
	17 住民等及び必需物資の緊急輸送の	確保		17 住民等及び必需物資の緊急輸送	色の確保			
	18 汚染飲食物の摂取制限等			18 汚染飲食物の摂取制限等				
	19 住民等からの問い合わせ対応			19 住民等からの問い合わせ対応				
	20 放射性汚染物質の除去			20 放射性汚染物質の除去				

ĺ	IΒ		新	
	21 制限措置の解除		21 制限措置の解除	
	22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力		22 所在市及び関係周辺市町の原子力防災対策に対する助言及び協力	
	23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備		23 損害賠償の請求等に必要な資料の整備	
	24 国及び関係機関への支援の要請		24 国及び関係機関への支援の要請	
	6 (略)		6 (略)	
力-10	7 所在市(御前崎市)及び関係周辺市町(牧之原市、菊川市、掛川市、	吉田町、袋井市、焼津	 7 所在市(御前崎市)及び関係周辺市町(牧之原市、菊川市、掛川市、	吉田町、袋井市、
	市、藤枝市、島田市、森町、磐田市)		市、藤枝市、島田市、森町、磐田市)	
	所 掌 事 務		所 掌 事 務	
	1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施		1 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施	
	2 通信連絡設備等の整備		2 通信連絡設備等の整備	
	3 防災対策資機材の整備		3 防災対策資機材の整備	
	4 防災対策資料の整備		4 防災対策資料の整備	
	5 避難所等の整備		5 避難所等の整備	
	6 災害状況の把握及び伝達		6 災害状況の把握及び伝達	
	7 市町災害対策本部の設置		7 市町災害対策本部の設置	
	8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣		8 原子力災害合同対策協議会への職員派遣	
	9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力		9 県が行う緊急時モニタリングに対する協力	
	10 避難の勧告、指示及び立入制限		10 避難の勧告、指示及び立入制限	
	11 避難誘導		11 避難誘導	
	12 避難の実施		12 避難の実施	
	13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施		13 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施	
	に対する協力		に対する協力	
	14 県が行う <u>緊急被ばく</u> 医療措置に対する協力		14 県が行う <u>原子力災害</u> 医療措置に対する協力	
	15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保		15 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保	
	16 汚染飲食物の摂取制限等		16 汚染飲食物の摂取制限等	
	17 住民等からの問い合わせ対応		17 住民等からの問い合わせ対応	
	18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力		18 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力	
	19 制限措置の解除		19 制限措置の解除	
	20 県が行う原子力防災対策に対する協力		20 県が行う原子力防災対策に対する協力	
	21 損害賠償請求等に必要な資料の整備		21 損害賠償請求等に必要な資料の整備	
	22 県及び関係機関への支援の要請		22 県及び関係機関への支援の要請	
	8 (略)		8 (略)	

頁	IΒ	新
	第2章原子力災害事前対策	第2章原子力災害事前対策
	第1節~第4節(略)	第1節~第4節(略)
原子力-13	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
	(1) • (2) (略)	(1)・(2)(略)
	(3) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効	(3) 県は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産
	活用を図るものとする。	の有効活用を図るものとする。
	第6節(略)	第6節(略)
	第7節 緊急事態応急体制の整備	第7節 緊急事態応急体制の整備
	(本文略)	(本文略)
	$1 \sim 8$ (略)	1~8 (略)
原子力-19	9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制	9 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制
	県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度	県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放
	な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる <mark>緊急被ばく</mark> 医療チーム派遣の要請手	射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる <u>原子力災</u>
	続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく	<u>害</u> 医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備
	ものとする。	等必要な準備を整えておくものとする。
	$10 \sim 17$ (略)	10~17 (略)
	第8節 避難収容活動体制の整備	第8節 避難収容活動体制の整備
	1 (略)	1 (略)
	2 避難所等の整備等	2 避難所等の整備等
	$(1) \sim (4)$ (略)	(1)~(4) (略)
原子力-24	(5) 応急住宅の供給体制等の整備	(5) 応急住宅の供給体制等の整備
	県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関	県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関
	し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時	し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時
	における <u>利用可能な</u> 被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、	における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅
	災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。	速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。
	$(6) \sim (9)$ (略)	(6)~(9) (略)
	$3 \sim 9$ (略)	$3 \sim 9$ (略)
	第9節(略)	第9節(略)
原子力-26	第10 節 緊急輸送活動体制の整備	第 10 節 緊急輸送活動体制の整備
	1 専門家の移送体制の整備	1 専門家の移送体制の整備
	県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等	県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総
	からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの	合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最
	場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)についてあらかじめ定めておくも	寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について
	のとする。	あらかじめ定めておくものとする。
	2 (略)	2 (略)

	静岡県地域防災計画(原子力災害対	東(
頁	IB	
	第11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	第
	1、2(略)	1
原子力-27	3 医療活動用資機材及び <u>緊急被ばく</u> 医療活動体制等の整備	3
	(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除	(1)
	染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。	
	(2) 県は、国と協力し、 <u>緊急被ばく</u> 医療体制の構築、 <u>緊急被ばく</u> 医療派遣体制及び受入れ体制	(2)
	の整備・維持を行うものとする。また、 <u>緊急被ばく</u> 医療を行う専門医療機関は、放射線障害	
	に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。	
	(3) 県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期	(3)
	及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害	
	拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。	
	(4) 県は <u>緊急被ばく</u> 医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な	(4)
	<u>緊急被ばく</u> 医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成す	
	るものとする。	
	$4\sim 8$ (略)	4
	第 12 節 ~ 第 14 節 (略)	第
原子力-31	第 15 節 防災業務関係者の人材育成	第
	県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な	
	実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関す	5
	る研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。	7
	また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事	
	項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体	Į
	的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を	白
	踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。	
	① 原子力防災体制及び組織に関すること	
	② 原子力施設の概要に関すること	
	③ 原子力災害とその特性に関すること	
	④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること	
	⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散	
	計算の活用に関すること	
	⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること	(
	⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容	
	⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること	
	⑨ <u>緊急被ばく</u> 医療(応急手当を含む)に関すること	
	⑩ その他緊急時対応に関すること	

第11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1、2(略)

- 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備
- (1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除 染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、国と協力し、<u>原子力災害</u>医療体制の構築、<u>原子力災害</u>医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、<u>原子力災害</u>医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。
- (3) 県は、国と協力し、<u>原子力災害</u>医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期 及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害 拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。
- 4) 県は、<u>原子力災害</u>医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な <u>原子力災害</u>医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成す るものとする。

4~8 (略)

第 12 節 ~ 第 14 節 (略)

第 15 節 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な 実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関す る研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ⑤ 原子力防災体制及び組織に関すること
- ⑥ 原子力施設の概要に関すること
- ⑦ 原子力災害とその特性に関すること
- ⑧ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散 計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療(応急手当を含む)に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

頁	IB	新
	第16 節 防災訓練等の実施	第 16 節 防災訓練等の実施
	1 訓練計画の策定	1 訓練計画の策定
	(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、	(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、
	① 災害対策本部等の設置運営訓練	① 災害対策本部等の設置運営訓練
	② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練	② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
	③ 緊急時通信連絡訓練	③ 緊急時通信連絡訓練
	④ 緊急時モニタリング訓練	④ 緊急時モニタリング訓練
	⑤ <u>緊急被ばく</u> 医療訓練	⑤ 原子力災害医療訓練
	⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練	⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
	⑦ 周辺住民避難訓練	⑦ 周辺住民避難訓練
	⑧ 人命救助活動訓練	⑨ 人命救助活動訓練
	等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。	等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。
	第 17 節 ~ 第 19 節 (略)	第 17 節~第 19 節 (略)
原子力-33	第 20 節 原子力に関する情報提供	第 20 節 原子力に関する情報提供
	県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発 <u>進</u> を行うことを目的に	県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発 <u>信</u> を行うことを目的に
	設置した静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)を開催し、適時・適切な情報提供を行	設置した静岡県防災・原子力学術会議(原子力分科会)を開催し、適時・適切な情報提供を行
	う。	う。
	また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、	また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、
	正しい理解の普及啓発に努める。	正しい理解の普及啓発に努める。
	第3章緊急事態応急対策	第3章緊急事態応急対策
	第1節(略)	第1節(略)
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
	1 • 2 (略)	1 • 2 (略)
原子力-36	3 一般回線が使用できない場合の対処	3 一般回線が使用できない場合の対処
	原子力 <u>規制委員会</u> は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インタ	原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、イン
	ーネットメール、 <u>J</u> -ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を	ターネットメール、 <u>N</u> -ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等
	確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡する	を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡す
	ものとする。	るものとする。
	地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信	地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信
	回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。	回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。
	4 (略)	4 (略)
	第3節(略)	第3節(略)

頁	IB	<u> </u>	新				
原子力-43	第4節 避難、屋内退避等の防護措置		第4節 避難、屋内退避等の防護措置				
	1 避難、屋内退避等の防護措置の実施		 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施				
	(本文略)		(本文略)				
	(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独	自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者	(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独	自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者			
	に係る避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を	を行うものとする。また、県は、国の要請又	に係る避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を	を行うものとする。また、県は、国の要請又			
	は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避	は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避			
	難先、輸送手段の確保等)に協力するよう要請す	るものとする。	難先、輸送手段の確保等) に協力するよう要請す	-るものとする。			
	なお、「EAL」(Emergency Action Level とり	は、原子力施設における深層防護を構成する	なお、「EAL」(Emergency Action Level <u>)</u>	とは、原子力施設における深層防護を構成す			
	各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の制	犬態、外的事象の発生等の原子力施設の状態	る各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の	の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状			
	等に基づく、緊急時の活動レベルである。		態等に基づく、緊急時の活動レベルである。				
	表 警戒事態における緊急	寺活動 レベル (EAL)	表 警戒事態における緊急	時活動 レベル(EAL)			
	警戒事態の基準	措置の概要	警戒事態の基準	措置の概要			
	①~⑫ (略)	体制構築や情報収集を行い、住民防護の	①~⑫ (略)	体制構築や情報収集を行い、住民防護の			
	⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。	ための準備を開始する。	⑬ 県内において、大津波警報が発表された場合。	ための準備を開始する。			
	⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。		④ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発				
			表された場合。				
	⑤~⑰ (略)		[] [] (略)				
	(2) • (3) (略)		(2) • (3) (略)				
			1				

静岡</u> 国地域防災計画(百子力災宝対策の券) 新田対昭夫(安)

	静岡	県地域防災	計画(原子力災害対	力策	の巻) 新旧対照表(案)			
頁	IΒ				新			
原子力-48	(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公差	共団体に対し、緊	急事態の状況により、OI	(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公式	共団体に対し、緊	急事態の	
	Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じては	地方公共団体が行	う避難、一時移転等の緊急	Ė	Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じてb	也方公共団体が行	う避難、	
	事態応急対策の実施について、指示、助言等を行	行うものとされて	いる。国が指示を行うに当	á	事態応急対策の実施について、指示、助言等を行	すうものとされて	いる。国	
	たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、	当該指示案に対	して速やかに意見を述べる	たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速ぐ				
	ものとする。また、県は、市町から求めがあった	た場合には、国に	よる助言以外にも、避難指					
	示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について	、助言するものと	する。	示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するも			する。	
原子力-49	表 OIL1、2	と防護措置			表 OIL1、2	と防護措置		
	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要		基準の概要	初期設定值※1	防護	
	OIL1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域		OIL1	500 μ Sv/h	数時間內	
	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1mで	を特定し、避難等を実		地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1m で	を特定し	
	入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	施。(移動が困難な者の		入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	施。(移	
	るため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等さ	の空間放射線	一時屋内退避を含む)		るため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等さ	の空間放射線	一時屋内	
	せるための基準	量率*2)			せるための基準	量率*2)		
	OIL2	20 μ Sv/h	1日内を目途に区域を		OIL2	20 μ Sv/h	1日内を	
	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1mで	特定し、地域生産物の摂		地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1m で	特定し、	
	入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	取を制限するとともに		入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	取を制限	
	るため、地域生産物※3の摂取を制限するととも	の空間放射線	1週間程度内に一時移		るため、地域生産物*3 の摂取を制限するととも	の空間放射線	1週間和	
	に、住民等を1週間程度内に一時移転させるための	量率**2)	転を実施。		に、住民等を1週間程度内に一時移転させるための	量率**2)	転を実施	
	基準				基準			
	※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL	の値であり、地上	:沈着した放射性核種組成が	ĭ ¾	※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる 0IL	の値であり、地上	:沈着した	
	明確になった時点で必要な場合には OIL の初期	設定値は改定され	れる。		明確になった時点で必要な場合には OIL の初期	一設定値は改定され	れる。	
	※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線	量率である。実際	の適用に当たっては、空間	1 %	※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量	量率である。実際	の適用に	
	放射線量率計測機器の設置場所における線量率	と地上1mでの線	泉量率との差異を考慮して、		放射線量率計測機器の設置場所における線量率	と地上1 mでの総	泉量率との	
	判断基準の値を補正する必要がある。 <u>(追記)</u>				判断基準の値を補正する必要がある。 OIL1	こついては緊急時	モニタリ	
	※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質に	こより直接汚染さ	れる野外で生産された食品	1	た空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基	準値を超えた場合	OIL	
	であって、数週間以内に消費されるもの(例え	ば野菜、該当地域	成の牧草を食べた牛の乳)を	-	間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照し	つつ、緊急時モニ	タリング	
	いう。				間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値	を超えたときから	起算して	
					た時占の空間放射線量率(1時間値)がOII	2の基準値を超う	た場合に	

€の状況により、OI 、一時移転等の緊急 国が指示を行うに当 でかに意見を述べる 言以外にも、避難指

基準の概要	初期設定值*1	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1m で	を特定し、避難等を実
入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	施。(移動が困難な者の
るため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等さ	の空間放射線	一時屋内退避を含む)
せるための基準	量率**2)	
OIL2	20 μ Sv/h	1日内を目途に区域を
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸	(地上1m で	特定し、地域生産物の摂
入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止す	計測した場合	取を制限するとともに
るため、地域生産物※3の摂取を制限するととも	の空間放射線	1週間程度内に一時移
に、住民等を1週間程度内に一時移転させるための	量率**2)	転を実施。
基準		

- た放射性核種組成が
- 目に当たっては、空間 :の差異を考慮して、 リングにより得られ L2については、空 グにより得られた空 て概ね1日が経過し た時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施 が必要であると判断される。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品 であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)を いう。

頁	IB	新
	$(5) \sim (8)$ (略)	(5)~(8)(略)
	$2\sim 10$ (略)	2~10 (略)
	第5節~第7節(略)	第5節~第7節(略)
	第8節 救助・救急、消火及び医療活動	第8節 救助・救急、消火及び医療活動
	1 (略)	1 (略)
原子力-58	2 医療活動等	2 医療活動等
	(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被	(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、被
	ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等	ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等
	が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。	が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
	(2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報	(2) 県は、国及び被ばく医療機関と協力し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療
	システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。	情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
	(3) 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、 <u>被ばく</u> 医療に係る医療チー	(3) 県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関又は国に対し、 <u>原子力災害</u> 医療に係る
	ムの派遣について要請するものとする。	医療チームの派遣について要請するものとする。
	(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行	(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行
	うものとする。また、活動場所(被ばく医療機関、救護所等)の確保を図るものとする。	うものとする。また、活動場所(被ばく医療機関、救護所等)の確保を図るものとする。
	(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染	(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染
	の把握、スクリーニング及び <u>緊急被ばく</u> 医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織	の把握、スクリーニング及び <u>原子力災害</u> 医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織
	及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。	及び具体的な内容については、緊急被ばく医療活動実施要領に定める。
	(6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹	(6) 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹
	医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等	医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等
	の提供を要請するものとする。	の提供を要請するものとする。
	(7) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、	(7) 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、
	通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。	通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。
	(8) <u>被ばく</u> 医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた <u>被ばく</u> 医療	(8) <u>原子力災害</u> 医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた <u>原子力</u>
	措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。	<u>災害</u> 医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。

頁	IB				新					
原子力-59	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	<u>高度被ばく医療</u> <u>支援センター</u>		
			(略)				(略)			
	被ばく 医療機関等	1 救護所等(避難所)*1 2 浜岡原子力発電所内医 療施設 3 別表(3-8-2)に 定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附 属病院 (別表3-8-3)	国立研究開発法人放射線医学 総合研究所 (別表3-8-4)	被ばく医療機関等	1 救護所等(避難所) ^{※1} 2 浜岡原子力発電所内医 療施設 3 別表(3-8-2)に 定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附 属病院 (別表3-8-3)	国立研究開発法人 <u>量子科学技</u> 術研究開発機構放射線医学総合研究所 公立大学法人福島県立医科大 学 (別表 3 - 8 - 4)		
			(略)				(略)			
	搬送機	医療機関相互の転送は、 原則として医療機関が行 うが、医療機関による搬 送が困難な場合は関係市 町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、 原則として医療機関が 行うが、医療機関による 搬送が困難な場合は関 係市町及び消防機関が 行う。	国立研究開発法人放射線医学 総合研究所への搬送は、県、県 警察本部及び自衛隊のヘリコ プターによる。	搬送機	医療機関相互の転送は、 原則として医療機関が行 うが、医療機関による搬 送が困難な場合は関係市 町及び消防機関が行う。				
				ら派遣される各チームにより、緊						
		ずく医療活動が実施される。 クリーニング及び線量評価!		な力を得て行う		急被ばく医療活動が実施される。 ※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。				
原子力-60	(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる <u>緊急</u> 被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。					(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる <u>原子力災害</u> 医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。				
	(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる <u>被ばく</u> 医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。					なび公立大学法人福島県立日 派遣された医療関係者等から り、国、指定公共機関、原 こた住民等の汚染検査、除済	医科大学、国立病院及び国 うなる <u>原子力災害</u> 医療に係 子力事業者等と連携して、 な等を実施するとともに必	(術研究開発機構)放射線医学総合研立大学病院を中心に、各医療機関る医療チームの指導を受けるなど災害対応のフェーズや対象区域等要に応じ治療を行うものとする。 健康管理を行うものとする。		

頁		IΒ		新			
	研究所、高度な被ばく医療	る場合又は市町等から被ばく者の国立 ほに対応可能な医療機関等への搬送に 先的確保などの特段の配慮を要請す。	ついて要請があった場合は、	(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。 第9節~第12節(略)			
	第4章・第5章 (略)			第4章・第5章(略)			
原子力-68	図 表 別図 (3-2-1)) ~別表 別表 (3-8-4) <u>三次被ば</u> (新規) 別表 (4-2-1) ~別表 (く医療機関		図 表 別図 (3-2-1) ~別表 (3-8-3) (略) 別表 (3-8-4) <u>高度被ばく医療支援センター</u> 別表 (3-8-5) 原子力災害医療・総合支援センター 別表 (4-2-1) ~別表 (5-7-1) (略)			
原子力-70	別表 (3-8-4) <u>三次被ばく医療機関</u> 病 院 名			別表(3-8-4) 高度被心病院名 病院名 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 公立大学法人 區島県立医科大学	所 在 地 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	電 話 043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748 (代表) 024-547-1111	
	(新規)			病院名 公立大学法人 福島県立 医科大学 ※ 平時において、二次被ば	災害医療・総合支援センター [※] <u>所在地</u> 福島県福島市光が丘1番地 <医療機関に対する支援や関連医療機 等時において原子力災害医療派遣チー		

(旧)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
(国)		お小阪 肉で「口り」の性情儿
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ		警察庁(警察局警備課)03-3581-0141
原子力災害対策 • 核物質防護課		防衛省 (運用企画局事態対処課) 03-5269-3246
03-5114-2121		海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361
	→	気象庁 (総務部企画課) 03-3214-7902
		厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03- <u>3593-2171</u>
		農林水産省(大臣官房 <u>環境政策課</u>) 03- <u>3502-8056</u>
		及孙小庄自《八正日历 <u>宋光以来》</u> 00 0002 0000
		その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3501-5695		
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付	→	内閣府(内閣総理大臣)
03-6910-0259		
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ		
国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639		
(自動車局環境政策課) 03-5253-8603		
(大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課)054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課		賀茂振興局 (危機管理課) 0558-24-2004
054-221-2088		東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003
		中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104
		西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204
	→	県内全市町(一斉FAX)
		消防庁 (国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118
		静岡地方気象台 054- <u>282-3833</u>
環境放射線監視センター0537-86-6121		
菊川警察署 0537-36-0110		静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110
	→	牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、
		藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、
F-m- Note		磐田警察署
【市町、消防】 御前崎市 (防災課) 0537-85-1119		
御削崎市 (防災課) 0537-85-1119 牧之原市 (<u>危機管理</u> 課) 0548-23-0058		
教		
報川市 (危機管理課) 0537-21-1131		
古田町 (防災課) 0548-33-2164		
会并市(防災課) 0538-44-3360		
接井市(防災課) 0538-44-3360 焼津市(危機対策課) 054-623-2554		
焼洋巾 (危機対束課) 054-643-3119		
際校市(危機管理課)0547−36−7143		
島田市 (危機官埋課) 0547-36-7143 森町 (総務課) 0538-85-6302		
探町 (総務課) 0538-85-6302 磐田市 (危機管理課) 0538-37-2114		
2 2 114 御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
御削崎市消防本部 0537-85-2119 牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		/月9/11 (四戊休暖 9/0火部)/0人味/ 00-0200-7020
<u> </u>		
報用市消防本部 0337-33-0119 掛川市消防本部 0537-21-0119		
「中部電力」		
中部電力㈱本店原子力部		
中部電力㈱東京支社		
中部電力㈱静岡支店		

原子力-69

(新)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力(㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先	1	関係機関を経由する連絡先
[国]		IN IN IN IN IT IN
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ		警察庁(警察局警備課)03-3581-0141
原子力災害対策・核物質防護課		防衛省 (運用企画局事態対処課) 03-5269-3246
03-5114-2121		海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361
	→	気象庁 (総務部企画課) 03-3214-7902
		厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3595-2172
		農林水産省(大臣官房 <u>文書課災害総合対策室</u>)
		03-6744-1856
+	<u> </u>	その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3501-5695	_	
内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処·危機管理担当)付 03-6910-0259	_	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ		
国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639		
(自動車局環境政策課) 03-5253-8603		
(大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課)054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118
【静岡県】		有水海工体交前(言語·100年)00年 000 0110
静岡県危機管理部原子力安全対策課	 	賀茂振興局 (危機管理課) 0558-24-2004
054-221-2088		東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003
034 221 2000	1	中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104
		西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204
	1	県内全市町(一斉FAX)
		消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118
		静岡地方気象台 054- <u>286-3411</u>
環境放射線監視センター0537-86-6121		
菊川警察署 0537-36-0110		静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110
	→	牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110
		藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、
		磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(防災課)0537-85-1119		
牧之原市(<u>防災</u> 課)0548-23-0058		
菊川市(危機管理課)0537-35-0923		
掛川市(危機管理課)0537-21-1131		
吉田町(防災課)0548-33-2164		
袋井市(防災課)0538-44-3360		
焼津市 (危機対策課) 054-623-2554		
藤枝市 (危機管理課) 054-643-3119		
島田市(危機管理課)0547-36-7143		
森町(総務課)0538-85-6302		
磐田市(危機管理課)0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525
静岡市消防局 054-280-0120		
菊川市消防本部 0537-35-0119	1	
掛川市消防本部 0537-21-0119	-	
【中部電力】	 	
中部電力機本店原子力部	1	
	 	
中部電力㈱東京支社	1	
中部電力㈱静岡支店		